

平成18年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成18年12月12日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成18年12月13日 午前10時00分
	延 会	平成18年12月13日 午後 5時14分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	桂川実(兼務)
助役	大沼隆		
総務課長	田辺正保	出納室長	柿崎修一
税財政課長	佐藤悟	教育長	富澤泰
まちづくり 推進課長	北村誠	教委管理課長	米内山法敏
		教委指導室長	酒井裕之
町民課長	久保一将	教委生涯 学習課長	藤田稔
保健介護課長	豊原隆弘		
福祉課長	松見弘文	教委体育 振興課長	松浦正之
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	監査委員	今村實
建設課長	佐藤雅寛	監査事務局長	松澤武夫
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂川実		

1. 会議録署名議員

11番	岩谷仁悦郎		
12番	谷口弘		

1. 会期

12月12日から12月14日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(18.12.13)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		一般質問
第3	議案第113号	釧路・根室広域地方税滞納整理機構の設立について
第4	議案第114号	北海道後期高齢者医療広域連合の設置について
第5	議案第115号	厚岸町副町長の定数を定める条例の制定について
	議案第116号	厚岸町収入役事務兼掌条例を廃止する条例の制定について
	議案第117号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第118号	釧路東部消防組規約の変更について
第7	議案第119号	厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第120号	厚岸町農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第121号	特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第122号	職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第123号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第124号	平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第125号	平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第126号	平成18年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第127号	平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第128号	平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算
	議案第129号	平成18年度厚岸町水道事業会計補正予算

厚岸町議会 第4回定例会

平成18年12月13日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、岩谷議員、12番、谷口議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
質問は、通告順に行っていただきます。
なお、一般質問の時間は、厚岸町議会会議運用内規64に規定のとおり、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間以内におさまるよう努めていただきたいと思います。
12番、谷口議員の一般質問を行います。
12番、谷口議員。
- 谷口議員 おはようございます。
本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3点について質問をいたします。
まず初めに、各種審議会についてお伺いをいたします。
町行政を進める上で、各界各層の方々からのご意見をいただき、諮問機関である各種審議会が設置されておりますが、これらの委員の人選がどのように行われているのか、また、そのうち、現在女性委員の登用はどのようになっているかお伺いいたします。
さらに、審議会における会議時間、委員の発言時間等はどのようになっているのか、さらに、一度の会議で結論を得ることができず、複数回開かれた委員会はあるのかどうかお伺いいたします。
次に、公共施設のうち、老朽化に伴い改築を進めていかなければならない施設についてお伺いいたします。
本年は、真龍小学校の改築事業が行われておりますが、現在ある公共施設のうち老朽化が進み、今後その対策をとらなければならず施設について、具体的に説明をお願いいたします。さらに、老朽度や使用状況についてもお願いいたします。
また、給食センターなどは早期に改築をしなければならず施設であります。この施設については、他の施設への併設も検討されたことがあったようではありますが、今後、

どの施設を優先しながら改築を進めていくのか、施設名を明らかにしながら説明をお願いいたします。

次に、町民の健康を守るために、一つはインフルエンザ予防接種の接種状況と助成制度はどのようになっているのか、低所得者層への助成制度を拡充すべきではないか。

2つ目として、町が行っている総合検診の受診状況はどのようになっているのか。

3つ目は、最近、突然死の死因のほとんどが心臓疾患だと。その際、救急救命で有効性が確かめられているAED（自動体外式除細動器）を使うことだと言われております。この装置を学校、公共施設に設置すべきではないかと思われませんが、今後、その設置の計画があるかをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

12番、谷口議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の各種審議会の委員の人選と女性委員の登用状況、審議会における会議時間などについてのお尋ねですが、まず、諮問機関の各種審議会の委員人選と女性委員の登用に関するお尋ねですが、委員の人選につきましては、それぞれの条例や規則などの規定に基づく選出区分によるほか、有識者または各界もしくは団体の代表などから、その諮問機関の目的に沿った適任者を公平性に留意しながら委員に任命しておりますし、中には、団体等からの推薦を受けて選出しているものもあります。

女性委員の数につきましては、現在ある34の審議会・委員会全体の延べ人数351名中83名で、24%を占めており、5年前の平成13年との女性委員数との比較では、延べ47名、76%の増となっております。

次に、審議会の会議時間、委員の発言時間に関してのお尋ねですが、平成17年度中の1年間に、全体で延べ63回の審議会・委員会が開かれており、この会議の時間につきましては、30分未満のものはなく、30分以上1時間未満が34回、1時間以上2時間未満が16回、2時間以上3時間未満が13回となっております。

また、一度の会議で結論を得ることができずに複数回開かれた委員会はあるのかのお尋ねですが、その委員会等において審議する内容によりましては、当初から数回に及ぶ会議の招集を要しているものも当然ありますが、それ以外のもので会議当日に審議時間を決定する予定であったものが、一度の会議で結論を得ることができず、複数回開かれたというものは、平成17年度においてはありません。

続いて、2点目の公共施設のうち、老朽化などによる改築計画についてお答えいたします。

現在ある公共施設で町民が日常使用される集会所、保育所、町営住宅、学校、公民館等のうち、老朽化が進み、今後その対策をとらなければならない施設であります。集会所においては、湾月町生活館、真栄地区集会所、宮園白浜コミュニティセンターの3カ所、保育所は、真竜保育所、宮園保育所、太田へき地保育所の3カ所、町営住宅は宮園第2団地、奔渡団地、有明団地、上尾幌団地の20棟、学校関係では、厚岸小学校校舎、上尾幌小中学校校舎及び屋体、尾幌小中学校校舎及び屋体、糸魚沢小学校屋体、厚静小

学校校舎及び屋体、片無去小中学校校舎、厚岸中学校校舎及び屋体、真龍中学校校舎及び屋体、太田中学校校舎、給食センターの15棟、公民館等は、太田地区公民館、厚岸中央公民館筑紫恋分館、末広分館、厚岸情報館、厚岸町郷土館、海事記念館、厚岸高等職業訓練校、コンキリエの8カ所があり、その老朽度は、主に屋根と外壁の老朽化であります。

また、使用状況であります。集会所、保育所及び公民館等は、通常使用において支障なく使用されております。町営住宅は、上尾幌団地2棟は休止、その他の町営住宅は使用してはおりますが、雨漏り等が発生し支障となることがあります。学校関係では、糸魚沢小学校屋体は休校としておりますが、その他は通常使用には支障なく使用されている状況にあります。

次に、今後、どの施設を優先して改築を進めていくのかとのご質問ですが、建設後相当の期間が経過し、老朽化が進んできている施設が散見される中、年々厳しさを増す財政状況にあつて、建てかえ改築が困難であるため、既設施設の修繕で対応しておりますが、こうした改修に対しては有利な補助事業などが無いのが実情であります。

今までは、施設の利用頻度や傷みぐあい、緊要度を見ながら改修等を進めてまいりましたが、さきの一般質問において、6番、佐藤議員にお答えいたしましたとおり、産炭地域活性化事業費補助金の対象事業になるよう現在検討中でありますので、これらを活用することとあわせて有利な起債などにより進めてまいりたいと考えております。

現在、第8次3カ年計画の策定期間であり、各現課から要望のあった事業の中から、お手元に資料を配付させていただいておりますが、平成19年度から21年度までに子野日公園園内トイレから情報館までの9施設の修繕等を計画してまいりたいと考えております。

なお、具体的な補助事業要綱の改正や事業採択要件もあり、決定しているものではないことをご理解賜りたいと思います。

続いて、3点目の町民の健康維持のうち、インフルエンザ予防接種に関するお尋ねですが、まず、平成18年度のインフルエンザ予防接種については、町内に住所のある65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満で慢性の心臓・呼吸器・腎機能障害を持たれる方を対象に、10月10日から11月30日まで接種券を交付し、12月29日まで接種されることとして現在実施中であります。今年度1,479人が接種券の交付を受けられ、12月7日時点で1,286人が接種済みとなっております。

厚岸町においては、高齢者1人について2,750円の費用をもって予防接種を行っており、厚岸町予防接種費用徴収条例の規定によって1,050円を負担いただいております。このように、62%を町が負担している制度であり、また、生活保護法による被保護者にあつては1,050円の本人負担分も町が負担している現状にありますことから、これ以上の助成制度の拡充施策については困難な状況にありますことをご理解願いたいと存じます。

次に、町が行っている総合検診の受診状況であります。平成18年度は集団による生活習慣病・胃がん・肺がん・大腸がん・結核検診を40歳以上の方を対象に、延べ14日間9会場で実施を予定しております。既に12日間は実施済みであり、基本健康診査としての生活習慣病検診については597人が受診され、今後140人の受診を見込んで、年間受診者総数は737人と推計しております。

また、がん検診については、胃がん検診で487人が受診され、今後130人の受診を見込んで、年間受診者総数は617人、肺がん検診については573人が受診され、今後134人の受診を見込んで、年間受診者総数は707人、大腸がん検診については476人が受診され、今後137人の受診を見込んで、年間受診者総数は613人と推計しているところであります。

なお、今年度から検診結果説明会に医師が出向き、健康指導と相談を実施する体制を整え、町立厚岸病院医師による説明会は延べ10日間6会場で10回実施を予定し、実施済みの8日間については大変好評を得ているところであります。

次に、最近、救急救命で有効性が確かめられているAED（自動体外式除細動器）を学校、公共施設に設置すべきではとの質問にお答えいたします。

元気だった人が、心疾患、特に心筋梗塞などが原因で突然倒れたような場合には、心臓の筋肉が不規則に震えて、血液を送るポンプの役割を果たせない状態になる心室細動と言われる症状のものが多いたことが知られており、そのまま放置すると死に至ります。この症状を取り除き正常に戻すには、心臓に電気ショックを加えて細動を除く、いわゆる除細動を早期に行うことが最も適切な措置と言われております。この電気ショックを行う自動体外式除細動器いわゆるAEDは、コンピューターにより除細動が必要かどうか自動的に決定し、また、音声メッセージで具体的な指示を出す仕組みになっております。これは、医師や救急救命士以外の一般の人でも簡単な講習で操作ができるもので、多数の人々が集まる場所などに配備されることが望まれております。

現在の厚岸町内の施設におけるAEDの設置状況につきましては、消防署及び上尾幌の消防庁舎、厚岸漁協事務所及び田中医院に各1台、計4台が置かれていますが、来年の年明け早々には町立病院にも1台の配備をすることになっております。

なお、消防署救急活動の実績によりますと、厚岸町内において、ここ十数年来、不特定多数の集まるような施設において、除細動を必要とする症例の方は発生していないとのことでありますが、万一の発生に備えて、主な公共施設の配備について消防署からも勧められておりますし、厚岸町校長会からも配備要望が出されております。これらの事情や財政状況を踏まえながら、今後、できるだけ主要な公共施設への配備を進めるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今、町長からお答えをいただきましたけれども、まず、審議会の委員の人選についてお伺いいたします。

現在まで委員の人選についてこのように行われていたということについては何回か聞いておりますし、女性委員の選任についても、意識的にここまで厚岸町も上げたんだなというふうに思います。

先ごろ都道府県レベルでの女性委員がどのくらいになったかということで、30%を超えたとか35%を超えたような報道もなされていたように聞いておりますけれども、これを見ると、まだまだ女性委員の登用が少ないのではないのかなというふうに思いますけれども、今後、これをさらに進めていく方法と申しますか、手だて、そういうものはど

のように考えているのかお伺いしたいと思います。

以前にこの問題でお伺いしたときに、なかなか女性委員を登用したくても、なってくる人がいないんだというようなお話をされていたこともあったように思うんですが、広く意見を徴するということになる、その方法を考えなければならないのではないのかなど。行政の方で一方的に考えるのではなくて、どうすれば多数の町民の意見を徴することができるのか、こういう委員会・審議会に意見を反映する、そういうことができるのかを考えていかなければならないと思うんですが、委員会によっては、私は、公募も含めて委員の選任を考えるべきではないのかなというふうに考えますけれども、このことについてお伺いをいたします。

それは、女性委員だけには限らず、男性も含めて公募制も検討していただきたいし、実現できるようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、審議会の審議時間等の問題ですけれども、審議会が果たしている役割なんですが、審議会の日額報酬が、3時間未満だったら100分の50だとか、3時間以上6時間未満だったら100分の100というふうな日額報酬が、以前、何年からか忘れちゃけれども、報酬額が変更になっていますよね。それで、結果的に審議時間がそんなに長い時間行われていないのに、そういう報酬を支給することがどうなのかというような意見があって、このような報酬額に改定されてきているんだと思いますけれども、私は、町の重要な案件を町長が諮問する各種の審議会が、さすがに30分未満はないというようなお話でしたけれども、重要な案件であればあるほど、説明時間等含めて考えれば、そんな短い時間で審議会が終了するというようなことは考えられないと思うんですよね。それで、結果的に1時間未満が34回もある、それから2時間未満が16回、そうすると、この審議会で何を審議されたのかということが、非常に私たちにすると疑問に思うんですよね。ただ了解をするだけの委員会では、私は審議会の役割を果たしたことになるのではないのかなというふうに思うんです。率直な疑問や町民の要望や意見がきちんと反映されていく、そういう審議会になっていかなければ、審議会の役割を果たしたことになるのではないのかなど。

そして、私は、質問の通告の中に入れておりましたけれども、委員の中で何回か同じ委員を選任していると思うんですよね。毎回違った人を選ぶ場合もあるかもしれないけれども、例えば何回選んでも一言もしゃべらない、そういう委員っているのかどうか。その辺についてはどうなのか、お伺いをしたい。その辺はどう考えているか、もしいるとすれば。

それから、公共施設の改築の問題ですけれども、老朽化した施設等を順序よく改築に持っていくということは、今、町長が説明されたように、補助制度あるいは今大変な財政状況の中で改築を思うとおりに進めていくということは、なかなか困難な状況にあると思います。しかしながら、どうしても早期に改築をしていかなければならない施設、こういうものについては大変な中でも改築を進めるような対応をとっていただきたいなというふうに思います。

それで、残念ながら、今回改築計画案を表にして示していただきましたけれども、前から大変要望が強い給食センターは、結果としてこの中から今回も外れてしまっているということなんですよね。それで、このような改築計画を立てるには、これにあとま

た職員住宅だとか教員住宅を含めると膨大な施設がありますから、大変な状況になっているというふうに思うわけですがけれども、それらについて、優先順位をもう少し、もっとめり張りをつけた優先順位をつけていかなければ、せっかく教育施設である給食センターが、いつまでたっても改築の計画に上がってこないということでは、私は困るのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、今の説明の中で、何とか使っている施設はたくさんあるということで説明されておりましてけれども、使えなくなった施設はどれなのかをきちんとしていただきたいと思うんですよね。例えば、有明の公住なんかでは、非常に床が抜け落ちてしまっただ大変だというような住宅もあって、せっかくあそこにあるから入りませんかと言っても、入らない人が出てくるというようなことも伺っていますので、それらについてどのように考えているかお伺いいたします。

それから、インフルエンザ予防接種なんですけれども、教えていただきたいんですけれども、接種券を1,479人受けているということなんですけれども、これについてももう少し、まだ期間あるわけですが、これらについてインフルエンザがどういうふうに猛威を振るうかというのはなかなか予想つかないものですよ。そういう中で、対象者からすると、まだまだ予防接種を受けている人が少ないのではないのかなというふうに思いますけれども、この辺の徹底の仕方はどうなっているのか。

それと、助成が困難だというお話ですが、今大変な生活状況の中で、低所得者、特に非課税世帯は大変な状況にあると思うんです。そういう中で、病気にかかってしまっただ大変な状況になるよりは、助成制度を少し拡充してインフルエンザに罹患するのを防ぐということにきちんと対応された方が、私ははるかに効果があるのではないのかなというふうに思いますけれども、この辺についてお伺いいたします。

あと、町が行っている総合検診の受診については、受診率は上がっているのか、下がっているのか、その辺についても一度説明をお願いいたします。

それから、救急救命の問題ですが、非常に今、突然死がいろいろなところで問題になっているわけですが、ある講師の関係者がスポーツをやっているときに突然倒れてしまったというようなこともあったようです。あるいは、学校で午前中に運動して倒れてしまうというようなことがあって、そのまま命をなくしてしまうと。たまたま厚岸町ではそういう事例はないというふうに言われていますけれども、それに効果があるというのが自動体外式除細動器という機械なんです。これは、平成16年度から一般の市民でも使うことが認められるようになったということなんですけれども、これをどうして、今、急に消防やあるいは医療機関、赤十字等が力を入れているかというと、突然死の死因のほとんどが心臓疾患だと。それで、その大部分が心室細動という病気だということなんです。心室細動になると心臓がけいれんして、心臓がポンプとしての役割を果たせず、助かるチャンスを、1分経過するごとに10%失われていくと。それで、10分たつとほとんどの人が、これになると死に至るということで、心室細動を正常な状態に戻す唯一の方法が除細動だと言われているんです。それで、これを素早く行うということになりますと、結果的には除細動器をあちこちに配置しておくことが非常に重要になってきて、これは、ちょっと講習を受ければ一般の人でも簡単にその装置を使って、この人が、この機械が必要なのかどうなのかも判断して次の動作の指示をします。

それによって機械が働いて、助かる人はきちんとその機械によって命を守ることができるということなんですね。そういうことを考えると、厚岸町でも早急に除細動器を設置する態勢をとるべきではないのかというふうに思うんですが、これらに要する費用等についてお示し願いたいのと、今後、これらについてはどのように考えているか、再度お伺いをいたします。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方からは、まず各種審議会の委員に関係する部分についてお答えさせていただきたいと思います。

ご質問の中にありました女性委員の増の考え方あるいは公募の考え方かどうかということでございますけれども、ご承知のとおり、委員の選任につきましては、中には条例、規則で定まっているものもございますし、目的によりましては団体であるとか、そういった各方面の代表の方、こういった方を推薦いただきながら行っているというのが適当ということで進んでいるものもございます。

そういうことをご理解をいただきたいと存じますが、なお、公募、こういったものが可能なものにつきましては、今後そういった部分も考慮しながら取り組みたい、このように考えますし、女性委員につきましても、できるだけ女性委員をふやす、参加していただくという部分については従来に引き続き取り組んでいく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、委員のいわゆる審議時間、委員の発言の関係でございますけれども、先ほど30分以上1時間未満のものが34回あるということで、回数だけ見ますと非常に多く感じられるのかなというふうにも思いますけれども、審議会の開催に当たりましては効率的な運営といいましようか、そういうことを考えたときに、事前に審査資料をお配りする、そうした中で、十分に内容について把握して、考え方を信じていただくということで、1週間あるいは数日前にお配りしているものもございます。

一つの例で申しますと、介護認定審査会、実は34回のうちに25回というのが介護審査委員会ですけれども、これにつきましては、1週間以上前に既に議案内容のものについてお配りいたしておりまして、それらを吟味いただいた中でお集まりいただいて、説明というよりも、実質審議の時間にすべてを、1時間以内ですけれども充てているというような状況もございます。そういったものもあるということでございますので、ただ会議の時間が短い、長いということだけで、内容が充実しているか否かという内容にはならないということをご理解をいただきたいと思います。

それから、委員の発言の有無の関係でございますけれども、審議会等におきまして協議いただく事項の内容によりましては、各委員それぞれの意見を酌み上げなければならない性格のものも当然ありますし、また、そうでないものもあるのかなというふうに思います。各委員長は会議の進行に当たる座長といたしまして、それぞれ各委員の意見を引き出すよう努められているものというふうに存じておりますし、また、諮問された事項などにつきましては、説明を受け、質問を行うことによって、その内容把握をされた上で最終的な表決、こういったものに意思表示がされているというふうに思っております。

す。発言の有無にかかわらず、委員としての役割を果たしていただいているというふうにも考えておりますので、この点、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、引き続きでございますけれども、一番最後の方になりますけれども、除細動器の関係について先にお答えをさせていただきたいというふうに存じます。

除細動器の関係の設置目的それから効果、これにつきましては、ただいま12番議員さんがおっしゃられたとおりの内容でございます。細動の状況が生じたときには少しでも早く、一般的には発症してから5分以内がタイムリミットといましようか、50%の生存率というふうに言われておりますので、そのぐらいに行うのが適当だというふうに言われております。

それで、一つは経費の問題でございますけれども、これにつきましては、現在機種がそれぞれ出ておまして、100万円から50万円程度のもの、これは機種によって価格が違ってきますけれども、1台当たりその程度のものであるという内容でございます。

それから、先ほど町長の方の答弁の中にも申しましたけれども、今まで幸いに一般家庭での心疾患での心臓マッサージあるいは除細動器を使うという消防の救急態勢ありましたけれども、幸いにも公共の施設あるいは多くの方が集まる場所での発症はなかったというふうに伺っております。ただ、これはいつ起きるかわかりません。そういう問題があるわけございまして、すべてに置けばということになるんでしょうけれども、なかなか財政事情等々から考えますと、そういう状況にもなりませんので、これらにつきましては、公共施設のいわゆる滞在の人間とか、そういうような部分、そういったことを考えながら逐次整備を進めるように取り計らってまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、施設の改築関係についてお答えを申し上げます。

まず、1つ目としまして、施設改修の優先順位の関係でございますが、施設を管理しております現課といたしましては、さきに一般質問で室崎議員さんの方からもお話がありましたけれども、保守点検表による修繕に要している内容や老朽度の状況を勘案しまして優先順位を決め、予算要求を行っていくような考えで進めていっております。

それから、使えなくなった施設、有明公住はいかがかという、それはどのようにしていくのかということでございますが、有明公住につきましては、昭和50年から57年建てが10棟40戸ございまして、うち10棟37戸が入居されてございます。空きになっている住戸でございますが、昭和50年建て、昭和51年建て、昭和53年建てで、北側の一番端の住戸の床が腐食してございまして修繕が必要となっているわけでございますが、その費用が膨大な費用でございまして、現に私どもとしましては建てかえというような方向の中で考えているものでございます。

そこで、これらの町営住宅の修繕それから改築という関係でございますが、それをどのようにしていくのかということでお答えをしたいと思っておりますが、町営住宅では、平成15年に策定いたしました厚岸町公営住宅ストック総合活用計画、これにおきまして建てかえ、改善、修繕、こういったものの計画を定めておまして、例えば奔渡団地、昭

和43年建て、44年建て、こういった古い建物については平成21年から、有明団地、今、床が腐っているというような話が出ましたけれども、有明団地につきましては平成26年からの予定ということで、現地建てかえ及び町中居住を受けまして検討をしていたわけですが、中心市街地活性化計画におけます土地区画整理事業、これは町中居住ですね。こういったものが白紙となったことや町の財政状況、公営住宅の補助制度等の改定がございまして、公営住宅事業を取り巻く環境が、ここ数年目まぐるしく変化しております。したがって、こういった団地ばかりでなく、全団地について建てかえや修繕の計画の見直しを行いまして、再構築いたしまして年次計画を策定する予定でありますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは給食センターの改築に関してのお答えを申し上げます。

質問者おっしゃるとおり、昭和47年度に建設されております学校給食センター、すでに34年を経過し老朽化が著しく改築が必要だということは明らかでございます。今までも改築に関しまして、補助制度の検討ですとか、いろいろな検討をしてみましたが、補助制度におきましても補助率がまず3分の1ということ、それから敷地の問題などの障害もございまして、なかなか実現に至っておりません。また、真龍小学校改築時に併設するですとか、PFIを利用した、民間を利用する検討も実はしましたが、なかなか現実化されてございません。

さらに、実は教育施設全体、学校も含めてでございますけれども、改築に当たりましては、耐震化計画、これは小中学校すべて網羅した中で教育施設全体の中で策定するものでございますが、この中での優先度、実は昨年3月に、北海道太平洋沿岸18市町村で組織いたします学校施設耐震化推進協議会、この中におきまして、当町をモデル地域としまして学校の優先度調査を行いました。その中で一定程度、改築の耐震化をするための優先度の順位が策定されたわけですが、この中に給食センターも含めた検討を今後ともしていく必要があるというふうに考えてございます。そのような計画ができるまでは、本年度も行ってございます当面急がれる修繕を行いながら、食の安全を第一に施設の延命を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） インフルエンザ予防接種につきましてお答えさせていただきます。

平成16年度の、統計資料で公表されている分でございますけれども予防接種状況を見ますと、全国的には48%という状況でございまして、全道的には45%、そして釧路管内を見ますと42%という状況でございまして、厚岸町の場合、今年度の場合交付券を発行いたしました率が48%という状況でございまして、何とか50%程度を目指したいというよ

うなことで例年進めてきているところでございますが、お知らせする手法といたしましては、広報紙でのご案内、防災無線を活用してのご案内というような状況で行っているところでございます。

そういう中で、年々実際に接種される方につきましては増加をしてきております。16年度は1,144人、17年度は1,378人、そして18年度は今行っている最中ではありますが1,479人に交付させていただいているという状況でございます。

続きまして、低所得者への助成の関係でございますが、インフルエンザ予防接種といえますのは、議員おっしゃられますとおり、蔓延を防ぐ、重症化を防ぐ、そういう目的でもって接種していただくというものでございまして、接種による効果というのは大きなものが見込めるというふうに認識いたしているところでございます。

高齢者の実態を見ますと、住民税非課税者の割合を見ますと厚岸町高齢者の77%がこの部分に当たるわけでございます。この層に対しまして助成の可能性がないかどうかというようなことで一定の試算もしてみたところでございますが、例えば1,050円の負担の部分で町が支援するというようなことになると、250万円程度の一般会計の負担が生じてまいります。管内的に見ましても、町村部におきましてはほぼ厚岸町と同じ制度でございまして、1,050円をご負担いただきながら実施している状況下でございますし、また、財政的にも緊縮方向というようなことの中でこの制度を導入するということにつきましては、なかなか大変な状況というのが現実でございます。そういう点でご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

また、総合検診の関係でございますが、受診状況でございます。16年度744人、17年度739人、18年度737人を見込んでいるということで、ほぼ横ばいの状況でございます。実はこの部分、全国的にも同じような傾向でございまして、こういう部分を改善しなければならないというようなことで老人保健法が改正されておりますし、平成20年度から基本検診の仕組みについて大きく変えていこうという流れの中でございます。そういう点で、私どもも、平成19年度には、20年度に向けての準備を行う期間というふうに位置付けておりまして、大幅な引き上げに向けての努力が求められるものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

残り時間8分になりました。

●谷口議員 審議会の問題については、より多くの方々というか、幅広い人たちの意見が諮問の中で反映されていくというような対応を、今後もいろいろな形、人選を含めてやっていただきたいなというふうに思います。

それから、公共施設の改築については、こういう時期ですから、私は本当に住民が今必要としているもの、あるいは町が行政を進めていく上でどれが必要なのかを、めり張りつけながら進めていただきたいなど。ただ、前から言っているように、給食センターについてはどういう方法になるのかまだわかりませんが、教育施設でありますから、それを十分生かすようなものに早急に建てかえをお願いしたいというふうに思いま

す。

それから、一番最後の救急救命のAED（除細動器）の配置なんですけれども、私は、学校から要望が出ているということになると、これについては、今、子供たちの健康にかかわっているいろいろな問題があるわけですから、肥満の問題だとか、どうしても夜遅い子供、そういう子供たちがまだ体が眠っているうちに急激な運動等をやるとどうということになるかわからないというようなことから、そういう発症を引き起こすということになれば、特に学校は早急に配置を考えていくべきではないのかなというふうに思いますけれども、それらについてお伺いして、私の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 給食センターの改築に関しましては今後とも研究努力を進めまして、何とか改築の方向に向けた努力をしていきたいというふうに思います。

それと、AEDの学校設置に関しましてでございますけれども、教育委員会といたしましても、学校ですとか体育施設におけるAEDの設置、これを事例として有効に活用されているということは報告されていますし、認識もしてございます。

また、昨年度から、実は校長会からもこの設置について要望を受けているところでございます。それらを受けまして、今現在、8歳以下25キロ以下の部分のAED使用については、まだ検討を要するかなというふうなことから、中学校以上を対象とするという観点から、中学校以上の設置を要望していきたいというふうには考えてございます。ただ、町全体の施設配置の中で検討されるのではないかなというふうには考えておりますが、できるだけ設置に向けた努力をしてまいりたいというふうに思っております。

あとは設置に向けて、使用に至っては講習等必要でございますので、これは実は教育委員会含めて教職員にも受けさせて、消防から借り受ける形の中で当面は措置していきたいというふうにも考えてございます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 審議会委員の関係ですけれども、要望というふうに受け取らせていただきました。それぞれの審議会・委員会の目的に沿って、広く意見をいただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

●竹田議員 本定例会に当たって、さきに通達しておきました質問通告書において質問させていただきます。

一つ目に、ファシリティマネジメント手法を活用した町の町有財産管理についてであります。

平成17年12月に質問していましたが、どの程度進んでいるのか。

2つ目として、修繕費と解体費用の予算組みをしているのか。

3つ目として、近年、一、二年に早急にやらなければならない建物はどのくらいあるのか。

2番目として、出産一時金についてであります。

厚岸町独自で出産一時金を来年度より開始すべきと思うが、いかがか。

3つ目として、宮園プール跡地について、低学年・幼児用のスケートリンクにして活用してはいかがか。

以上、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 16番、竹田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目のファシリティマネジメント手法を活用した町の建物財産管理についてのお尋ねですが、まず、平成17年12月の定例町議会において質問し、どの程度進んでいるかありますが、まず、行政におけるファシリティマネジメントの導入例及びその手法を調べたわけではありますが、北海道においては、平成18年3月に、北海道ファシリティマネジメント導入基本方針を取りまとめ、平成18年4月から全庁的な導入に向けた取り組みを進めているところであります。

また、ファシリティマネジメントの手法ではありますが、システムとして幾つかある手法のうち、施設運営の改善として、ライフサイクルコストを試算し並行して施設評価を行っていくということがあり、ライフサイクルコストの試算とは、今後の維持管理あるいは処分するための総費用について、改修等のパターン別のシミュレーションを行うことにより、施設全体に係る財政負担を把握し、調整を図るための手法であり、昨年12月に議論された内容の手法であります。

そこで、本町規模の市町村では、ファシリティマネジメントの例が不明なため、取り組みを始めた他県の例を見て、改修等のパターン別シミュレーションの手法を検討してみたわけではありますが、実際の作業において、一つの施設で数種類の改修パターンごとの積算を行うことになり、さらに施設ごとに改修方法も変わってくることから膨大な作業量となり、現状の技術者体制ではすぐに対応することは不可能であります。このため、現在、本町におけるシミュレーションの方法やその作業を最小限の経費で効率よく行うにはどのようにしていくかということの検討を進めているところでございます。

次に、修繕費と解体費用の予算組みをしているのかについてであります。平成18年度予算における建物に係る修繕費は、すべて29施設、修繕料は総額789万5,000円が執行済みであり、なお、解体費については該当施設がないところであります。

次に、近年、一、二年の間にやらなければならない建物はどのくらいあるのかについてであります。12番、谷口議員の一般質問にお答えしたとおり、修繕等の計画施設は9施設となっているところであります。

続いて、2点目の出産一時金についてのご質問であります。内閣府が行った調査で、日本では53.1%の人が「今より子供をふやさない」と答え、その理由として「子育てや

教育に金がかかる」との回答が半分以上を占めている状況で、経済的理由から子供を産まないといったことがうかがえます。

出産一時金は、出産に直接要する費用のほか、出産前後に発生する費用の負担を軽減するため、公的医療保険から支給されています。ご承知のとおり、本年10月1日から、これまでの30万円から35万円に増額がなされたところであります。また、出産後に受け取る従来の仕組みを変更し、保険者から医療機関に直接支給する方法に順次改正が進められています。

このような少子化問題に対する国の施策について、私は重要な課題と考え、この竹田議員からの提案については、町としても検討していたところであり、現在、町独自の支援策を平成19年度の予算編成に向けて検討をいたしております。

宮園公園プール跡地については教育長より答弁がございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、3点目、宮園公園プール跡地を低学年・幼児用のスケートリンクに活用してはいかがとのご質問にお答えします。

B & G 海洋センター旧プール跡地の利活用につきましては、以前にパークゴルフ場のレストハウスなどに転用できないか検討した経緯がありますが、構造的な問題や法的な制約で実現には至りませんでした。その後、構造体の腐食が著しく、安全面や周辺の景観を考慮して、平成16年度に上屋鉄骨を解体・撤去いたしました。厳しい財政状況から現在も活用計画をお示しできない状況にあります。

低学年・幼児用のスケートリンクに活用してはとのご提言であります。プール跡地を使つてのスケートリンクづくりには、幼児が使用する際に高低差などによる転落の危険性が予想され、また、夜間の照明設備や除雪の対応など、現行の管理体制では極めて困難な状況にあることをご理解願います。

宮園公園スケートリンクの平日の利用状況を申し上げますと、午前中は小中学校の授業としての利用が主で、午後からは数組の親子が利用する程度で、夜間は少年団が主に利用しております。したがって、低学年・幼児の利用については、今までと同様に比較的利用の少ない午後の時間帯を利用させていただくことや、夜間の利用にあっても、アウトコースを滑走いただくことによって効率的な利用が可能と判断していたところであります。

しかし、真龍小学校の改築に伴って、グラウンドにスケートリンクをつくれない事情があり、その代替施設としての低学年・幼児用スケートリンクの必要性も理解できますので、宮園公園リンク内側に低学年・幼児用のサブリンクを試験的に作成し、今後の施設利用について検討してまいりたいと存じます。

また、B & G 海洋センター旧プール跡地の利活用につきましては、町民要望や施設の利用頻度、必要経費など総合的に判断して、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 ファシリティマネジメント手法ということでご答弁いただきました。この意味は、効率的な行動を行えるように、建築物の設備、人員、組織などを総合的に管理するという意味であります。議員として、この手法に基づいて、町長のおっしゃるとおり、これを活用しながらの立ち上げということが、非常に財政的にお金がかかる、時間もかかるということはわかっております。

私も、昨年質問するとき、町有建物についてということで、ここに耐用年数、構造年月日、建造費、リフォーム時期の年月日、リフォームの費用、リフォーム済みの年月日、リフォーム済みの費用、解体時期の年月日、解体費用という、これに基づいて各課に、建物のあるものをここに書き入れて出していただきたいというお願いをしていたところでもありますけれども、それは1年たって、何の返答もないのが事実であります。これが一般的に単純化したファシリティマネジメント手法のものです。特に難しい問題はないと思います。これが最終的に建物のリフォームをしていくための費用を財政的に毎年取り組んでいく、予算組みをしていくという形になっていくのではないかと思います。

それで、私自身の提案なんですけれども、課長ともお話しさせていただきました。この手法について確実にやっていくということを私自身もインターネットで調べてみました。ファシリティマネジメント、最近では日本国内でもこの言葉を非常に耳にするようになりました。通常FM手法とも言われるぐらいになっているそうです。NTTというところで、民間が官庁の建物を全部調査して、この手法を取り入れて、こういう管理をしていったら、これだけの予算が削減できますよというものをつくっていただく、そういう民間会社もできております。しかし、町にとって、そういうお金がかかるということは、私も避けていきたいなという考えでいます。

そこで、AランクからDランクの町内建築関係で7社あると思います。この7社の企業の方に応援をいただく、それから、役場職員の中に元建築課におりました2級建築士、1級建築士の方がおられます。何名いるのか定かではありませんが、何名おるのかお聞きしたいと思います。また、町の職員で退職された建築担当をしていた建築資格を持っている退職者も何名かおると思います。そういう方々にプロジェクトチームをつくりながら、町の財産管理において、いろいろな形で、早い話がボランティア組織みたいのをつくって、先ほど申した管理状況という単純なマニュアルであればつくっていいのではないかと思います。

また、プロでなければわからない、例えば床組みの木造ででき上がった床のはり下の構造が、あと何年ぐらいつのかというのは、実際貫入試験などをしながら、単純にくぎを打ったり金づちでたたいたりすると、どのくらい年数がもつかわかります。そういったことから、建物を管理する上で、お金をかけない手法としてそういうやり方もあるということをご理解していただいて、その手法に基づいてボランティア組織みたいのを立ち上げていって、管理状況をつくっていききたいな、お願いしたいなと思います。

この問題については、なぜこういう提案をするのかというと、厚岸町家づくり協会というものがあります。各会館の保守点検をして、危険な場所、町民がその会館を使う上でどのような支障があるのかということをお課長様からいろいろ聞いて、玄関の入り口の

タイルなどを補修したわけでありまして。町役場が発注する上ではいろいろな手続、書類等がかかる上で、その費用が当然たくさんかかるわけでありましてけれども、家づくり協会でやった事業は最低額でやったわけですのでけれども、その中には、町有建物であっても、写真とかそういう書類関係は一切つくりませんでした。そういった手法を取り入れながら、改善、改修をボランティアで助けていただいて直した経緯があります。そういったことも取り入れていただきたいなというふうに思います。

頼みやすいところ、頼めるところはきちっと頼んでいく、頭を下げるものは頭を下げていく、そういったお願いごとをこれからしていかないと、財政難で何もできないという先細りの考えではいけないのではないかなというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

それから、出産一時金のことですけれども、日本全体で沖縄が出生率1.71ということで非常に高い、北海道は44位ということでありまして。厚岸町は町別にいって何位なのか調べておりませんが、検診費、育児費用は、原則保険が適用されません。これはすべて実費です。こうした費用を補うのが出産一時金ということで町長のおっしゃったとおりでありますけれども、妊娠4カ月以上経過した人であれば、この支給額がもらえると。また、多児の場合の双子や三つ子ということも1人幾らなので、多児3人がいたら3人とも支給がなされると。35万円掛ける3人、双子であれば35万円掛ける2人ということ間違いありません。そういうシステムになっているということでありましてけれども、出産育児一時金が支払われるのは、生まれてから3週間または1カ月後にもらわれると。厚岸町では大体2週間前後というふうにお伺いしております。早い方であるのではないかなというふうに思います。

病院の支払いは退院時に支払うわけですがけれども、支払うお金が足りないかもしれないという心配の人には、こういう制度があると。政府管掌健康保険並びに船員保険または政府管掌健康保険ですから国民健康保険も入ると思いますけれども、一時金の約8割を前借りできる制度があるそうでありまして。返済は、出産後の4週間から1カ月後に一時金で支払われるものから差っ引きされて精算されて本人に支払われると。この場合に、金額が結局は不足するのが通常だそうでありまして。こういった状況が多い。それから、一人の出産に係る費用でありますけれども、出産一時金が35万円になりましたけれども、出産費用は厚岸町の場合の調べでいくと、平均42万円、大体40万円から45万円かかるそうです。この時点で、家庭的には赤字が生じるわけですね。それプラス、投薬、処置費、検査費、衛生材料費、食事、文書交通費がかかってくるわけでありまして。大体プラス10万円から15万円で、合計55万円から60万円かかるそうでありまして。それから、マタニティードレスやベビー用品を買えば19万5,000円が平均かかるそうでありまして。

前回の答弁を読ませていただいたところ、町長は「町民に負担をかける準備も、財政難でなかなかこの取り組みはできないけれども、勉強して取り組んでいきたい」という優しい答弁をいただきました。町立病院に出産をする場所をつくってはという意見も申し上げましたが、出産する、要するに病院にそういう施設をつくと多額の費用がかかるので、言葉上無理だということがありました。しかし、町民は、今、子供を出産するために、町立病院にはないので釧路の方に大概行って出産している状況にあります。厚岸町で産むところがないので釧路へと、これまた旅費等が町民に負担がかかるわけであ

ります。こういった負担増をいろいろ考えたときに、出産するということに対して補助的なものを差し上げてはいかがなというふうに思うわけです。

厚岸町次世代育成支援行動計画を読まさせていただきました。その中に、厚岸町次世代支援行動計画に「産み育て支え合い、安心厚岸」と書かれています。総体的に子育て支援ということに行動計画が書かれていますけれども、唯一、産むということの部分については行動計画は書かれておりません。生まれてからの行動計画は書かれておりましたけれども、「次代を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備、充実を図るため、本計画を作成して事業実施していきます」と書いてありました。であるならば、産むということについて、いま一度考えていただきたいものだというふうに思います。

それから、一時金の貸し出しというのは無金利だそうであります。大変に素晴らしいことだと思います。しかし、一時金を借りる人は、もともとないから借りるのであります。退院後に、前借りしたお金は、いただくお金から差っ引いて本人に渡される、マイナスであれば、またそこにプラスされるわけです。もともとない人が一時金という形でお金を借りても、最終的には取られてしまって、後で返せないという生活事情になっていくのではないかと。そこで、一時金をすべて退院時に差っ引きされということがあれば、別に支援策として長期的に貸し出しする制度というのをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、宮園プール跡地に低学年用のスケートリンクをということでしたが、夜間の照明設置、これは難しいと言いますが、これは要らないと思います。除雪の対応は、住民などにボランティアでやっていただけるようお願いしてはどうか。また、高低差は、プールの上いっぱいまで水を張れば高低差はなくなると思います。これについてはいかがでしょうか。

また、対応策として、宮園公園リンク内側のサブリンクの再活用する検討をさせていただいているということで、これは大変ありがたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方から、ファシリティマネジメントの関係についてお答えをいたします。

1点目でございますが、役場の職員で建築資格を持っているのは何名いるのかということでございますが、これは6名でございます。

それから、退職された方については、町内に住まわれる方、私の認識している中では1名でございます。

それから、ライフサイクルコストの試算、こういったものを町内の建築業者さんの方に協力してもらったらどうか、あとボランティア組織をつくって行ってはどうかということでございますが、これら実際の現場を見まして改修パターンごとの積算を行うという作業は、確かに専門の技術者によるところでございます。ただ、その作業量からしまして、町の現状の技術者の体制では、大変対応が難しい状況にあるわけございまして、それではコンサルタントに委託すると、こういったことも考えられるわけでございます。

が、それも相当な費用がかかると。質問者が提案していただきました、町内業者の方に協力していただくという案は、私どもも同感するところでございます。ぜひそのような方向の中で考えていければと思うところでございます。先ほども質問者がおっしゃいましたけれども、厚岸の家づくり協会または厚岸建設業協会、こうしたところにご協力をいただければと思うところでございます。

ただ、この方法で進めるにしても、では、どのようにしてやっていただくか。先ほど、昨年ですか、表をつくってこういうふうにしたらどうだということを示してくれましたが、そのやり方が一番いいのか、また、その方法、やり方、そういうものを今検討をしているところでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私の方から、医療給付におけます出産育児一時金についての部分のご答弁をさせていただきます。

質問者の方から、退院時に支払う費用の借り入れのお話がありました。おっしゃるように、現在の給付制度の中では35万円の8割をお貸しするという制度がありますが、厚岸町としては、この制度をぜひ使ってほしいということではなくて、10月から始まりました現物給付というのがございます。これは医療機関の了承を得て、35万円分については厚岸町が直接医療機関にお支払いをするという制度であります。手続は出産予定日の1カ月前から書類的な申請をしていただくとかという作業はございますが、ご本人は退院されるときに35万円を控除した残る額を支払っていただければいいという制度ができました。そういう意味で、ご質問者おっしゃる費用の長期貸付制度というようなものは、今の段階では用意する必要がないのではないかというふうに思っておりますので、その分はご理解をいただきたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） 私の方から、宮園プール跡地の関係につきましてお答えしたいと思います。

低学年・幼児用のスケートリンクの関係でございますけれども、夜間の照明は要らないのではないかというようなお話もございました。今、冬場になりますと日没が早くて、せっかく整備したリンクが夜使えないというふうな状況になりますと、これまた非常に問題ではないかというふうに思っております。

それと、除雪の関係でございますけれども、ご承知のとおり、さくで囲まれていまして、実際除雪しようとなると手作業ということになってございまして、これについても、すぐ瞬時に対応するということがなかなか難しいというふうな考え方でございます。

それと、高低差があって危険だということで、満水にすればその状況が解消されるのではないかというお話でございまして、あのプールは大体1.3メートルから1.5メートルぐらいの水深でございまして、満水にすると完全に氷ができないということ等ございますし、仮に氷ができて、割れて落ちると、こういうような状況がございまして

で、教育長、1回目の答弁でございましたとおり、宮園プール跡地を使ってのリンクづくりは非常に困難だということについて、改めてご理解いただきたいというふうに思っております。

それで、対応策といたしまして、現在の町営リンクの内側に、実は相当前までサブリンクとして使っていたスペースがございます。しかし、そのスペース、そのサブリンクは、リンク全体もそうなんですけれども、たび重なる地震によって、サブリンクも路盤に亀裂が入って不等沈下を起こして、そのまま利用するということができない状況でございます。それで、今年度、試験的にというか、つくりたいと思います。それで、どのようなつくり方をするかといいますと、まず、雪が降って、その雪を利用して外枠とそれから低い部分に雪を圧雪しまして、散水をして、ある程度下地をつくってから、今度新たにまた散水をするというような状況になりますので、サブリンクの活用につきましても、リンクのオープンと同時にちょっと難しいのかなというようなことを考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 出産一時金の方なんですけれども、長期の貸し出しということではほしいという答弁がなかったように思えたんですが。

●議長（稲井議員） 答弁漏れですか。

●竹田議員 はい。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 先ほど説明させていただいたつもりでおりますが、10月からスタートしました現物給付制度というのがありまして、貸付制度による返済という制度よりは、35万円を厚岸町が直接医療機関にお支払いをするという利用の仕方の方が、従来の、ご本人が退院費用を用意して、後から出産育児一時金を受け取るだとかという制度からいきますと、10月からスタートした制度はお勧めのできる制度ではないのかなということで、長期貸付制度については制度創設を考えていないというご答弁でございましたので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） もう一回残っていますから。
16番。

●竹田議員 いや、3回目が残っているのはよくわかっているんですけども、忘れてら大変なことになります。

3番目のプール跡地ということについて、検討する余地はたくさんあると思います。一遍に水をためると大変なことになります。徐々に、徐々にためていくと凍っていくわ

けですから、そんなことわかりますよね。それから、雪を詰めて時間がかかってもつくれると言った、さっきのプールサイドにサブリンクの話、まあプールも同じことが言えると思うんです。雪がたくさん降ってから、やろうと思えばできると思います。

それから、除雪については、周りに雪は簡単に投げられる場所ですよ。隣に住宅がたくさん建っているわけではない。これも検討していただきたいと思います。

それから、出産一時金の方なんですけど、私が言っているのは、35万円で足りないのだから、足りない分について貸し出しを無金利でやっていただきたいことは考えてもらえないんですかという質問だったんです。

それから、子育て支援の方で、一子目から非常に難しいということもあります。二子目からの子育て支援ということで、2人目の子供に対して、何らかの助成金を出していただけないものなのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

それから、建物の財産管理についてですが、これについては、ボランティア組織を立ち上げたとしても、こちら側、役場の方から、官から民にお願いをしなければならないという立場もありますので難しい部分もあると思います。しかし、時間がかかったとしても、費用はからかないということで、何とかそういった手法でボランティア組織みたいなを立ち上げていって、財産の管理をうまくやっていけるような仕組みにぜひやっていきたいと思います。そういうことでぜひお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、出産一時金について答弁させていただきたいと存じます。何分ですか。

●議長（稲井議員） まだあります。

●町長（若狭町長） 厚岸町の人口は、昭和39年をピークにいたしまして減少いたしておりますことをご承知のとおりだと思います。出生数につきましても、減少しながら平成13年までは死亡数を上回っておりましたが、その後は死亡数が出生数を上回り、人口の自然減が続いている状況にあります。しかも、国立社会保障人口問題研究所が平成15年に公表された将来推計人口によりますと、厚岸町は24年後には7,574人になるという推計が出ておるわけでありまして。こういうことを考えますと、私としては、少子化対策がまさに本町の将来のあり方にかかわる極めて重要な課題であると認識し、ただいまご指摘がございました出産一時金をも含めて、現在町独自に何ができるのか、協議中であります。その中で、平成19年の予算編成に向け検討してまいりたいと思いますので、これは具体的な出産一時金についてはこうしますというご返答はできませんが、協議の中に入っているということでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、宮園プール跡地のスケートリンクについて、再

々質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、低学年・幼児用のスケートリンクの必要性につきましては、私どもも十分認識いたしております。というのも、先ほど1回目に答弁したとおり、真龍小学校の改築に伴って、学校のプールがここ一、二年は最低でもつくれない状況にあるだろうと。その中で、幼児、低学年から自由に遊べるような環境にあることが、それ以後の選手を育てていく上でも必要だろうという認識に立っているからであります。

どこにつくるかの比較なんでございますけれども、ご提案のプール跡地につきましては、十数年使っていないということで、排水自体も壊れていることが予想されます。あそこに水を張るということ自体が、実際に張った後に、排水が壊れていたらそれ以降たまった水をどうするんだという中でも非常に危険ですし、もう一つ、実際にスケートリンク、去年からビニールを敷いたり機械を買ったりして一生懸命やらさせていただいておりますけれども、あそこの維持だけでも、人員的にはかなり厳しいものがあります。その中で、新たにリンクをつくるということとなれば、当然同じ敷地内であることの方が効率的にもいいわけですし、まして、お父さん、お母さんがお子さんを連れてくるという中では、働いている状況の中では当然夜間の利用も考えられるというふうな、もろもろのことを考慮いたしますと、今年度については宮園の中にまず試験的につくってみて、需要があるかどうかという問題、それともう一つは、先ほど申したとおり、亀裂が入って段差がついている、これがどの程度のものなのかということも、何年間も水を引いておりませんから、その中では試験させていただきたい。その中で、この次に向けてどのような方策が必要かということについても、今回のことで試してみたいということでございますので、この点についてもご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ライフサイクルコストの試算についてでございますが、ボランティア組織を立ち上げて行ったらどうかということでございますが、それは、そこまで必要があるかないか、組織立てをしなくても、例えば既存の厚岸の家づくり協会とか、そういった組織もございます。そういった組織の中で積算をしていただいて、また町の担当者が取りまとめる、こういった方法もございますので、そこまでやるかやらないかは再度もっと検討をしていかなければならないと思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 以上で竹田議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番、田宮議員。

●田宮議員 本定例会に当たりましては、私は、3つの項目についてご質問を申し上げます。

一つは、教育基本法の改定であります。

現在、国会でも論議になっておりますが、この改定の内容についてどのようにお考えなのか、その所信についてお伺いをいたしたいと思います。

2つ目は、医療改革問題に関連して、次の項目の内容と現状についてお尋ねをいたします。

1つは、高齢者の窓口負担増と経過措置がとられております。この内容について。

次に、現役並み所得者の収入申請について。

3つ目は、高額療養制度の自己負担限度額についてお伺いをします。

さらに4つ目は、療養病床に入院する高齢者にかかわる食費、居住費の負担増についてお尋ねします。

最後に、食費、居住費を含む療養病床の入院費についてお尋ねをしたいわけでありませぬ。

3つ目は、本年4月改正をされまして全面施行されました介護保険法についてであります。各地で要介護が低いというふうに分けられた高齢者は、これまで介護保険を利用してきた各種サービスを取り上げられる、こういうような状況が生まれていると聞いております。また、介護施設の居住費や食費が全額負担となりますが、負担することができず退所を余儀なくされたり、ショートステイあるいはデイサービスを断念した高齢者も少なくないと聞きますが、本町の実態について詳細をお伺いしたいわけでありませぬ。

以上3点について一般質問を申し上げます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 14番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、医療改革問題に関連し、高齢者の窓口負担増と経過措置、現役並み所得者の収入申請について、高額医療制度の自己負担額について、療養病床に入院する高齢者にかかわる食費、居住費と入院費についてのご質問であります。医療制度改革につきましては、平成18年6月21日に公布されました健康保険法の一部を改正する法律により、医療・介護・福祉など多くの分野で制度改正が出てまいりまして、住民の方々が制度を利用されます機会が多い分野でありますことから、町が行っております事務処理に当たっても、制度変更の周知などに努めているところであります。

まず、高齢者の窓口負担増と経過措置についてお答えします。

資料でお示しさせていただいておりますが、前期高齢者及び老人保健制度対象の方が医療機関窓口で支払う負担割合は、基本的に1割負担であります。一定所得以上の方は、平成18年9月30日までは2割負担、10月1日から3割負担に引き上げられております。

負担区分の経過措置については、平成18年8月1日から適用されているものでありまして、従来は課税所得が145万円以上、世帯収入では、単身世帯では484万円以上、高齢者複数世帯で621万円以上の世帯は、一定所得以上として2割負担としておりました。経過措置は、税制改正の老年者控除の廃止及び公的年金等所得控除の引き下げなどにより、平成18年度から課税所得がふえることに対する措置でありまして、課税所得が145万円

以上の規定は変わりませんが、課税所得が145万円以上の世帯でも、世帯の所得が単身世帯で383万円未満、高齢者複数世帯で520万円未満の方に申請していただき、該当することが確認できる場合には負担区分を1割負担とすることになっております。また、窓口ではありませんが、表の平成18年8月から9月までの表にあります上から3つ目の枠囲み部分は、高額医療分の経過措置でありまして、窓口では2割を支払ってもらいますが、1カ月の負担限度額は一般課税世帯の区分とする方の適用規定でありまして、これも申請によって確認し、受給者証に区分表示をしたものを交付させていただいております。

次に、現役並み所得者の収入申請についてであります。

課税所得に基づく負担区分の判定は、8月1日が基準日であります。平成18年度の判定では、課税所得145万円以上の世帯が62世帯85名であります。この方々には18年8月1日から窓口一部負担が2割になることの通知をしておりますが、この通知書に、経過措置にかかわる説明書と、申請する場合に使用する申請書を同封して、医療保険担当係に相談されるようお知らせをしたところであります。

結果、収入申請をされた方は6世帯10人でありまして、このうち4世帯6人が経過措置の判定を変更させていただいております。

次に、高額療養制度の自己負担限度額についてであります。

平成18年10月1日から、上位所得者、一般課税世帯の負担限度額が引き上げられたところです。まず、70歳未満の一般被保険者であります。区分は基礎控除後の所得が670万円以上の世帯の「上位所得者」、上位所得以外の町民税課税世帯である「一般」、町民税非課税世帯の「低所得者」の3区分でありまして、上位所得者は13万9,800円が15万円に、1万200円の引き上げであります。一般は、7万2,300円が8万100円に、7,800円の引き上げであります。

70歳以上の高齢者の分では、こちらも一定以上所得者と課税世帯において負担の引き上げがありまして、一定以上所得者では、外来の4万200円が4万4,400円と、4,200円の引き上げ、入院の7万2,300円が8万100円と、7,800円の引き上げであります。

一般では、外来は1万2,000円で、10月以降も据え置きであります。入院は4万200円が4万4,400円と、4,200円の引き上げであります。非課税世帯に適用されます負担限度額については引き上げがございませんので、資料でご確認をお願いいたします。

次に、療養病床に入院する高齢者にかかわる食費、居住費の負担増についてであります。平成18年10月1日から療養病床に入院する70歳以上の高齢者の食費の負担額が変わり、新たに居住費の負担が追加されました。これに伴い、一般の方で医療区分1の方の食費は、変更前の1食につき260円から460円に増額となります。また、居住費については、1日につき320円の負担が加算され、食費と居住費の1カ月の負担増は約2万7,600円となります。

なお、所得により負担軽減される方のうち食費については、町民税非課税世帯では変更ありませんが、年金受給額80万円以下の方については、1食につき100円から130円に増額され、居住費については、医療区分1の方のみが1日につき320円加算対象となり、1カ月の負担増では2,700円から1万2,300円となります。

さらに、食費、居住費を含む療養病床の入院費についての質問ですが、医療療養病床の入院基本料は、患者の病態及び日常生活動作能力に応じて9区分で新たに設定されて

います。また、患者の負担も、世帯の課税状況に応じて負担区分が異なりますが、改正前の1カ月の入院費は2万4,000円から5万8,260円でしたが、食費及び居住費を含めた改正後では2万6,700円から7万3,500円となっています。

次に、介護保険についてのご質問ですが、本町における実態についてご説明申し上げます。

現在の要支援及び要介護認定者は501人であり、このうち平成18年度に更新を行った354人の新たな介護度は、要支援1が20人、要支援2が30人、要介護1が57人、要介護2が87人、要介護3が66人、要介護4が54人、要介護5が40人であります。このうち、身体状況の改善により前回よりも介護度が低位に変更になられた方は、要支援1で2名、要支援2で14名、要介護1で2名となっています。

既にご承知のことと存じますが、福祉用具の貸与及びホームヘルパーなどのサービスについては、本年4月からの介護報酬の改定によりサービス内容が変更されており、福祉用具の貸与サービスでは、要支援1から2及び要介護1の方に、自立支援に十分な効果を上げる観点から例外となる方々を除いて、新規認定者は4月から、既に福祉用具貸与を利用している方は10月から、保険給付対象外となっております。

また、ホームヘルパー利用についても、要支援1から2の方について、自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施設などの代替サービスが利用できない場合、月単位の定額報酬によりホームヘルパーが派遣されていますが、要介護認定の方々については、身体介護・生活援助の区分を維持することを目的に、生活援助の長時間利用の適正化を図ることとされ、1時間以上30分を増すごとのヘルパー報酬加算が廃止されています。

これらの制度変更に伴い、現在まで、介護支援専門員を通じて、福祉用具関係で12件の問い合わせがあり、介護用ベッドを自費でのレンタル利用に切りかえられた方が1名、車いすを購入された方が1名、介護用ベッドを購入された方や、支援者から寄贈を受けた方が7名であり、ベッドから布団に切りかえられた方が3名という状況にあります。

なお、昨年10月から食費、居住費の自己負担が制度化され、1年が経過いたしました。現在までのところ町内において、そのことを原因とする施設からの退所やショートステイ、デイサービスを利用抑制されたといった事例はありません。

以上であります。

教育基本法については教育長より答弁がございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、教育基本法改定の問題についてお答えいたします。

教育基本法改正案は、11月に衆議院で可決され、現在、参議院において審議されております。我が国の教育の基本、根本をなす教育基本法案の審議経過につきましては、教育委員会としても強い関心を寄せているところであります。

初めに、改正法案の趣旨についてお答えいたします。

文部科学省は、現行の教育基本法が制定されてから半世紀以上がたち、この間、社会の変化に伴い教育を取り巻く環境が大きく変わったこと、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、若者の雇用問題なども深刻化していること、このような中で教育の根本にさかのぼった改革が求められていること、我が国の未来を切り開く教育を実現していく必要があること、以上により、教育基本法を改める必要があるとしています。

次に、改正法案の概要についてですが、現行法が全11条から成るのに対し、改正法案は全4章18条から成っており、「生涯学習」「大学」「私立学校」「家庭教育」「幼児教育」「学校・家庭・地域の連携協力」及び「教育振興基本計画」に関する条文が新たに加えられています。

続いて、改正法案の内容の特徴についてお答えいたします。

まず、前文には、「公共の精神を尊び」と「伝統を継承し」という文言が新たに加えられています。それを受けて、第2条の教育の目標には、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに」が加えられています。

次に、第5条義務教育では、現行法が「9年の普通教育を受けさせる義務を負う」としているのに対し、改正法案では「別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」となっており、いわゆる6・3制による義務教育を抜本的に見直す姿勢が見受けられます。

以上、雑駁ではありますが、教育基本法改正案の中から重要と思われる点についてお答えいたしました。

次に、内容に関する所信についてご答弁申し上げます。

改正法案の趣旨にもありますように、社会の急激な変化に伴い、我が国の教育には解決しなければならない課題が山積しております。特にいじめや不登校など心の教育の充実が喫緊の課題となっていますし、薬物乱用や凶悪犯罪の低年齢化に見られる規範意識の低下、さらには学ぶ意欲や働く意欲の低下など、だれもが教育改革の必要性を認めるところであります。そうした意味では、教育基本法改正を打ち出し、我が国の教育のあり方を広く国民に問う姿勢は理解できますし、これまで、どちらかという和学校教育中心に扱われていた内容を、家庭や地域の役割と責任にまで踏み込んで新たに加えることも、今日の複雑・多様化した教育課題を解決するためには重要な視点であると言えます。

しかし、教育の深刻な課題が教育基本法の改正によってどのように解決の方向に向かうのか、国会審議からその根拠や道筋が見えてこないことに不安を感じるところです。例えば、改正法案では義務教育の9年が削除され、「別に法律で定めるところにより」となっています。義務教育の年限が縮小されるのか延長されるのか、それとも、単に現行の6・3制の弾力化が図られるのかといった、現場にとっては非常に重要な問題が明らかになっていません。

また、公共の精神や文化伝統の継承についても、現行学習指導要領にうたわれており、今後、学習指導要領を改定することによって一層指導の充実を図れるものと考えております。

いずれにしても、教育の危機的状況を抜本的に解決するためには、根拠や見通しが明

確になる議論が必要であり、今国会における審議並びに今後の政策を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 14番さんの2回目からの質問は午後といたします。

したがいまして、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

午後12時03分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

14番、田宮議員の2回目の質問を行います。

14番。

●田宮議員 最初に教育基本法、これが1になっていますので、量が両方とも非常に多いですから、一般質問で再質問、再々質問ということになってきますとかなり時間もとられますので、大方は予算審査等にも振り分けていきたいというふうに考えております。

それで、主なところだけお伺いしたいんですが、まず教育基本法であります、ここで答弁書をいただいておりますが、冒頭の方「文部科学省は」ということで1から4まで項目を挙げておられます。これは、教育基本法を文部科学省が改めるために、なぜ改めなければならないのかという点で4点挙げておられるのではないかとこのように思うんですね。それで、現行の教育基本法ではこういうふうな状況になったので変えるんだということなんでしょうか。私は、今の教育基本法は、4章18条ですか、成っておりますが、大変立派な法律で、変えるところはいささかもないのではないかとこのように思うんですね。問題は10条などが大きく変えられようとしている、大きな一つの点ではないかというふうな思うんですが、そういう点ではどうなんでしょうか。4つの点を挙げて、これで教育基本法を変えなければならないんだというふうな説明のようにとれるんですが、その点についてお伺いしたいのであります。

それから、医療の方であります、これも量が多いですから、また予算審査などに振り分けてお伺いしてまいりたいというふうに思っておりますが、主な点だけお伺いしますので、お答えいただきたいと思っております。

一つは、高齢者の窓口負担増と経過措置についてお尋ねした結果としてご答弁をなさっておりますが、非常な負担になるんですね。8月から10月の間に1割から3割に引き上げられると、医療の関係ではね。こういうのが、こういう急激な高額な負担増は、一体高齢者の人たちが払えるのだろうか、やっていけるのだろうかというふうな気がするわけですが、その点についてお答えをいただきたいんですね。例えば、高額療養制度の自己負担限度額など説明をいただいておりますが、それから、療養病床に入院する高齢者の食費や居住費の負担増、これなども大きな負担増になっていくんですが、こうい

う負担に耐えられるだろうか、高齢者の方がですね。その点はどういうふうにお考えになっておられるか、お答えをいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） まず初めに、文部科学省が示しております教育基本法を改正する趣旨の4点についてでございますが、この4点の中の、特に4点目「我が国の未来を切り開く教育を実現していく必要がある」、この部分が非常に大きな意味を持っている部分と理解をしているところでございます。と申しますのは、現行の教育基本法が制定以来半世紀以上たっているということで、当時、現代のような少子高齢社会の到来であったり国際化の目覚ましい進展、そういったところは当然ながら想定されていなかったんだろうというようなことから考えまして、こういった我が国の現状を考えた上で、これからの先の未来を切り開いていく国づくりをしていく、人づくりをしていく、そういう観点に立ったときに、現行の教育基本法の中で文言の改正であったり考え方を付加したりという部分が当然必要になってくるであろうということで、改正することが必要であるという文部科学省の考え方であるというふうに理解をしているところでございます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

質問者の方から7月の1割負担から、10月には3割負担になる、いわゆる高齢者の窓口負担の部分でございますが、非常に急激な負担に高齢者の方々が負担できるのかどうかという観点でございます。

10月から3割になられる方々は、これまでは2割負担ということでございまして、平成14年10月から2割負担という制度が、上位所得者という定義をしておりますが、所得の多い方については2割負担を導入させていただくという制度がスタートいたしました。18年度に入って8月からと10月からそれぞれ改定があったわけではありますが、入院で長期、何カ月にもわたって負担をされるという場合についてのケースは、まだ制度が始まったばかりでありますので具体的な事例としては申し上げられませんが、外来でかかられた場合には10月から3割負担をお払いするということになりました。負担区分の認定の話も町長の答弁の中でさせていただいておりますが、個別にお話をさせていただいた段階では、全く問題がないということではなくて、負担がふえて困ったなというお話も、実は直接聞いております。具体的な対処の仕方というのは検証し切れませんが、薬の量を、今までは何種類かもらっていたものをお医者さんと相談して減らすだとかということも、会話のやりとりの中ではそんなこともしなければいけないのかなという方もいらっしゃることはいらっしゃいます。ただ、若い人と比べて課税所得がとか世帯の収入がとかという比較を単純には言えませんけれども、懐に入るお金としては、お年寄りの方が確実に多いという世帯もございまして。ただ、病院にかかる頻度の話からしますと、若い人方と高齢者の方を比べると、高齢者の方々は3倍近い医療費を平均で申し上げます

と負担をしているということからいいますと、決して楽な負担ではないなということはあるんだろうというふうに認識をしております。

それから、町長の方から町立厚岸病院のケースを分析して、食事、居住費の負担増の分も答弁をしておりますが、これも、申し上げたとおり今までの負担から見るとかなり大きな負担になっているということについては、質問者おっしゃるとおりでございます。

それで、制度の考え方として、入院していても食費がかかるあるいは居住にかかる費用がかかるという分析での制度改革であります。そういう意味では、高齢者の方々にとっては、従来の負担をしていたものに、さらに上乘せをして負担をしなければいけないという意味では、支払い切れないとかという具体的なものは別にしましても、制度としてそうなった以上払わなければいけないという制度になっておりますので、そういう意味では、やむを得ないという認識の中で、今、制度が動いているのかなというふうには思っております。

質問者言われるように、制度改革によって負担がふえて、そのことによって医療機関にかかれない、あるいは入院もできないという個別のケースが出てくるとしましたならば、それは医療制度とか医療機関のあり方として対処するという、要因としてはそういう問題ではなくて、生計含めて別な制度の対応も含めて総体的な検討をしなければいけないケースになってくるのかなという認識でおります。今のところ制度始まったばかりですので、前段申し上げましたが、個別の詳しい情報は多く持ち得ておりませんが、事務方としてはそういう認識でおります。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 1時間だそうですから、あと何分あるのかよくわかりませんが、もう少し聞けるのではないかと思います。

教育基本法の問題であります。今、ご答弁いただいたんですが、甚だ抽象的であります。教育基本法の、ここに4点ほど挙げておりますけれども、一体どの条文がどういうふうに差しさわりのあるのか、もっと具体的にご答弁いただきたいと思っておりますね。教育基本法の1条1条について具体的に、こういうことで問題があるんだ、それで変えなければならぬんだと、こういうことなんですか。その辺をはっきりとお答えいただきたいというふうに思います。

それから、今の医療費の問題であります。今、高額医療費を負担して払っておられる方の状況がどういうふうになっているかよくわかりませんが、病院ではどういうふうにかましますか。こういうふうに、例えば1カ月の入院費は2万4,000円から5万8,260円、倍以上に上がるんですね。現実には病院を運営していく上で、診療報酬の問題なんかでは経営そのものが大変な状況になっているというふうに思うんですけれども、こういうふうに食費や居住費を含む療養病床の入院費が上がるということになると、これはまた入院している人も大変ですね。今、病院では未納とか滞納とかというのがどういうふうになっていますか。ありますか、ありませんか。あれば、どういう状況でしょうか。

●議長（稲井議員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） ただいま教育基本法の部分でご質問いただいておりますが、所信として、私どもが差しさわりあるというふうに考えているわけではありません。文科省の見解として今回の生涯学習の部分等々について差しさわりがあるだろうということであろうかと存じます。

もう1点、10条の件について少しお話ししますと、教育行政、現行10条の部分については、かなりいろいろな方面から論議を呼んでいるところであり、今回の16条の改定の中には、国・地方公共団体等々の役割が明言されていることによって、今までにない法解釈も出てくるのではないかという部分については、各方面から懸念されているところであり、我々としても、今後の運用の面で、どういうふうになっているかということについては注視していかなければならないというふうに考えております。

- 議長（稲井議員） 病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） それでは、私の方から病院の関係についてお話をさせていただきますけれども、まずもって、今、議員言われたとおり、診療報酬がマイナスということで、そういう中での利用者の負担増という構図になっております。

現実的に、診療報酬の改定については1年たっておりませんので正確な数字はまだはじいているわけではございませんけれども、現段階で予想される数値としては、五、六千万円の診療報酬のマイナス改定が町立病院に影響を与えているというふうに思っております。逆に言いますと、それと特に介護療養病床の関係につきましても、実は大きく利用者負担が上がったわけですから、説明をさせていただいておりますけれども、今の段階での介護療養の中で2名ほど支払いがおくれていると。平たく言いますと、毎月の支払いが間に合わないという方が2名ほどおられる状況にあります。ただ、その方々は滞っているという状況ではございませんので、私どもといたしましては、そのことも状況をかんがみながら、何とか負担に応じた支払いを求めているわけでございますけれども、大変厳しい状況になっていることは事実であります。

それともう一つは、介護療養病床の中に現実的には、今、待ちというのはございません。だからといって、そういう利用者がいないのかということになると、その辺については我々判断がなかなか難しいわけでございますけれども、ただ、自粛というんですか、本人みずからの大きな利用負担がかかるわけですから、そういう意味での抑制作用が若干働いているのかなというふうにも思っております。そんな中で進めておりますし、おかげをもちまして、そういう中でありますから、逆に言うと患者の入院・外来の状況はどうかといいますと、前年から比較いたしますと、医師確保を含めて医療スタッフの整備も行っている部分がありまして、外来では20%前後、さらに入院でも13%前後の増員にはなっています。しかしながら、それが今回の医療の改正によって、この数字も逆に言うと抑制されている数字なのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、非常に厳しい状況、実は10月の診療報酬を見ますと700人がふえたけでございまして、9万5,000円しか増収にならなかったという状況にあります、外来患者について。それはなぜかという、逆に言うと診療報酬のマイナス改定、それに、

特に介護療養、リハビリ関係の抑制が大きく病院に響いていることに相なっているということでもあります。それと、要するに滞納の関係ですけれども、滞納については1年間に約300万円弱、これは今まで二、三年の中で大体動いてきておりません。滞納者については、どちらかという交通事故と生保になる前の方の医療費の滞りがございまして、それが残っているという関係でございまして、意外と介護関係に入っている方々については、きちんと計画的に納入されている方が多いわけでございますけれども、負担増に伴って、なお一層厳しさを増す状況に介護病床はなってくるのかなというふうに思っています。

以上であります。

- 議長（稲井議員） 以上で、14番議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のありました9名の議員の一般質問を全部終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第113号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構の設立についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第113号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構の設立について、その内容を説明させていただきます。

国の三位一体の改革により補助金の削減、地方交付税の抑制、税源の移譲が実施される中、平成18年度の税制改正により、平成19年度から国から地方へ税源が移譲され、地方においては公平負担の原則に基づいた税収確保が重要となってきており、収納率の向上が強く求められているところであります。

地方税は、本来、各地方団体が自己の責任と権限に基づいて賦課徴収し、住民の不公平感を招かないよう滞納整理等が徹底されることが必要であります。釧路・根室管内町村は、収納率の低下により滞納額が増加する一方で、さらにその滞納整理が迅速に進んでいない状況で、個々の町村での対応だけでは、その滞納整理が困難な状況になりつつあり、適切な対応策を講じなければ納税者の地方税に対する不公平感は増大し、地方行政への信頼を著しく損ねることとなりかねない状況となっているところであります。

しかしながら、町村個々では徴収専門職員等の人材の不足、徴収にかかわる職員の専門的知識、情報収集力の不足、滞納者との地縁的關係に起因する滞納処分等強制執行の障壁などの課題があり、これらは団体により程度差はあるものの、各町村が共通して抱える課題であるところであります。

この現状を解消する手段の一つとして、徴収業務を補完する組織として、釧路・根室管内9町村が共同して広域的な徴収組織を設立し、専門的なスタッフの設置と専門的徴収手法を駆使し、町村での困難事案を引き受け、効率的かつ効果的に滞納処分を実施し、税の公平性を確保するとともに、迅速な滞納整理による滞納額の縮減を図ろうとすることを目的とするものであります。

恐れ入ります。議案書の1ページでございます。

議案第113号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構の設立について。

地方自治法第284条第2項の規定により、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、中標津町及び羅臼町は、地方税法の規定に基づき、町村が賦課徴収することができる地方団体の徴収金における滞納整理に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、釧路・根室広域地方税滞納整理機構を設立したいので、議会の議決を求めるものであります。

2ページをお開き願います。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約であります。

第1章、総則。

第1条は、組合の名称であります。組合は、地方自治法の規定による一部事務組合とし、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と称するものでございます。

第2条は、機構を組織する地方公共団体で、4ページの別表1に掲げる9町村で組織するものでございます。

第3条は機構の共同処理する事務、第4条は機構事務所の位置を規定しているものでございます。

第2章、機構の議会。

第5条は議会の組織、第6条は機構議員の任期等、第7条は議長及び副議長について規定しているものでございます。

3ページをお開き願います。

第3章、機構の執行機関。

第8条は執行機関の組織、第9条は執行機関の選任、第10条は補助職員、第11条は監査委員についての規定をしているものでございます。

第4章、機構の経費。第12条は経費の支弁の方法、第13条は負担金の納付について規定しているものでございます。

4ページをお開き願います。

第5章、雑則。第14条、規約の施行に関し必要な事項は管理者が別に定めるとするものでございます。

附則でございますが、第1項、施行期日、この規約は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

第2項、負担金の額の特例として、平成19年度及び平成20年度の負担金の額を均等割額、処理件数割額とするものでございます。

以上、まことに簡単雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（稲井議員） 日程第4、議案第114号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第114号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について、その内容を説明させていただきます。

後期高齢者広域連合の設置については、平成18年6月公布の健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、平成20年4月1日から施行される改正後の老人保健法の名称を高齢者の医療の確保に関する法律と改め、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設されたところであり、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けることとされ、広域連合の設置期日は平成18年度末とされておりまして、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度に対応するために、地方自治法第284条第3項の規定に基づき、北海道180市町村が加入する広域連合を設置するものであります。

北海道段階では、市長会、町村会、国保連合会、北海道、市町村保険者から6団体、計10名による準備委員会設置のための幹事会、ワーキンググループを設置し、8月25日に設立準備委員会を設置いたしました。設置後、設立準備委員会では、広域連合設置規約案などについて市町村との協議を進めてきたところであります。

この広域連合を設けることについては、地方自治法第291条の11の規定で地方公共団体の議会の議決を経ることが必要であり、このたび北海道内のすべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同して処理するための規約を定め、北海道後期高齢者医療広域連合を設置したいので、議会の議決をお願いするものであります。

議案書の6ページでございます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約であります。

第1条、広域連合の名称であります。名称は北海道後期高齢者医療広域連合と称するものであります。

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体ですが、北海道内180すべての市町村で組織するものでございます。

第3条、広域連合の区域は、北海道の区域であります。

第4条、広域連合の処理する事務ですが、第1号、被保険者の資格の管理に関する事務、第2号、医療給付に関する事務、第3号、保険料の賦課に関する事務、第4号、保険事業に関する事務、第5号、その他後期高齢者医療制度の執行に関する事務でありま

す。

後段のただし書きは、市町村において行う事務の規定であります。恐れ入りますが、議案書10ページをお開きください。

このページの下段にあります別表第1であります。これが市町村において行う事務の規定であります。

第1号、被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受け付け、2号、被保険者証及び資格証明書の引き渡し、3号、被保険者証及び資格証明書の返還の受け付け、次ページ上段であります。4号、医療給付に関する申請及び届け出の受け付け並びに証明書の引き渡し、5号、保険料に関する申請の受け付け、6号、前各号に掲げる事務に付随する事務であります。

議案書6ページにお戻りください。

第5条、広域連合の作成する広域計画の項目ですが、計画に記載する事項は、1号、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事、2号、広域計画の期間及び改定に関する事とあります。

第6条は、広域連合の事務所を札幌市に置く規定であります。

第7条、広域連合の議会の組織であります。第1項は議会議員の定数を32人と定め、第2項では議会議員の定数枠の人数規定であります。関係市町村の長及び議会の議員で組織するものとし、その人数を市長8人、町村長8人、市議会議員8人、町村議会議員8人とするものであります。

第8条、広域連合議員の選挙の方法ですが、広域連合議員の選挙は次の1号から4号までの区分により推薦のあった者を候補者とする規定であります。1号は、北海道内のすべての市の長をもって組織する団体または関係市の長の総数の10分の1以上の推薦があった場合、2号は、北海道内すべての町村の長をもって組織する団体または関係町村の長の総数の10分の1以上の推薦があった場合、3号は、関係市の議会の議長をもって組織する団体または関係市の議会の議員の定数総数の80分の1の推薦があった場合、4号は、関係町村の議会の議長をもって組織する団体または関係町村の議会の議員定数総数の80分の1の推薦があった場合であります。

第2項は、広域連合議員の選挙は、市長、市議会議員を候補とする選挙は関係市の議会、町村長、町村議会議員を候補とする選挙は関係町村議会で選挙することの規定であります。

第3項は、前項の選挙についての法的準拠についてであります。地方自治法第118条第1項の例による規定であります。

第4項は、選挙の当選人に係る規定であります。関係市または関係町村の長及び議員について、それぞれ得票数の多い者から定数に達するまでの者を当選とするものであります。

第9条、広域連合議員の任期ですが、任期は当該関係市町村長または議会の議員としての任期によることとしており、第2項では、市町村長、議会の議員でなくなったときは広域連合議員の職を失うことを規定、議案書8ページであります。第3項では、広域連合議会の解散があったとき、または各区分ごとに2人以上の欠員が生じたときは速やかに選挙をしなければならないなどとしております。

第10条、広域連合議会の議長及び副議長についてですが、広域連合議員のうちから議長、副議長各1人を選挙する規定でありまして、第2項では、その任期は広域連合議員の任期によることとしています。

第11条、広域連合長等について、広域連合に広域連合長と副広域連合長各1人を置く。第2項では、広域連合長などは、広域連合議員と兼ねることができない。すなわち、広域連合議員とは別に配置をすることとしており、第12条で、広域連合長などの選任について規定しております。広域連合長は、関係市町村の長が投票により選挙する。副広域連合長は、広域連合長が広域連合議会の同意を得て関係市町村の長のうちから選任することなどを定めております。

第13条は広域連合長の任期、第14条は副広域連合長の職務、第15条は会計管理者を置く規定、第16条は補助職員を置きその任免は広域連合長が行うこと、第17条は広域連合に選挙管理委員会を置き委員数は4人とすること、選挙管理委員は広域連合の議会で選挙すること、選挙管理委員の任期を4年とすること、第18条は監査委員の規定でありまして、監査委員2人を置くこと、選任は広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任するなどの規定であります。

第19条、広域連合の経費の支弁の方法ですが、広域連合の経費は関係市町村の負担金、事業収入、国及び北海道の支出金、その他の収入をもって充てることの定めであります。

1号の関係市町村の負担金ですが、恐れ入りますが議案書の11ページをお開きください。別表第2であります。1号、共通経費、2号、医療給付に要する経費、3号、保険料その他の納付金であります。

恐れ入ります。また議案書9ページにお戻り願います。

第20条、補則であります。この規約の施行に関し必要な事項は規則に委任する規定であります。

附則であります。10ページでございます。施行期日ではありますが、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する規定であります。第15条の会計管理者を置くことについては平成19年4月1日から、第4条、広域連合の処理する事務、別表第1、市町村の行う事務、別表第2、関係市町村の負担金については平成20年4月1日から施行するものであります。

2項から8項までは経過措置であります。いずれの規定も、広域連合の設立までの間の事務処理及び平成20年度の制度施行までの間において経過的対処が必要な規定を定め、円滑な制度の施行を図るための規定であります。

2項は、広域連合の事務は平成20年4月1日の施行日前においても必要な準備行為をすることができる規定、3項は、施行日以後の初めて行う広域連合長の選挙を広域連合の事務所において行うこと、4項は、広域連合長が選挙で選任されるまでの間の広域連合長の職務を行う者について、第5項は、第16条第1項の補助職員について、規約の規定では地方自治法第172条の改正後の規定とし「職員」と表記しておりますが、平成19年3月末までは「吏員その他の職員」と読みかえるものであります。

6項は、選挙管理委員について、広域連合の議会で選挙されるまでの間の選挙管理委員の選任について、7項は、関係市町村の負担金算定に関すること、8項は平成21年度における関係市町村の負担金算定規定の読みかえなどであります。

次に、別途お配りしております資料について概要を説明させていただきますので、そちらの方をごらんください。

資料につきましては、後期高齢者医療制度の概要と制度施行の平成20年4月までのスケジュール案であります。

資料の1ページは、現行の老人保健制度と新たな高齢者医療制度の基本構造についてありますが、上の方の図が現在の老人保健制度でありまして、網かけ部分の老人保健対象者は、現在国保や被用者保険の医療保険に加入しており、その医療保険の保険料、保険税を負担しながら老人保健制度から給付を受けているものであります。老人保健事業を運営する市町村は、国保や被用者保険からの拠出金と国・道・町の公費を財源として運営しております。

下段の右の図が、新たな高齢者医療制度であります。75歳以上の後期高齢者について、従前の医療保険とは別に独立した制度で運営することになります。図にあります保険料、支援制度、公費の内容については、次の主要説明で詳しく触れさせていただきます。

2ページをお開きください。

後期高齢者医療制度の運営の仕組みについてであります。

図は、財政運営についての説明であります。図の左上に患者負担という太線の部分がありますが、この負担部分は現在の老人保健でも負担している約1割の患者負担のことです。残る9割について公費が約5割を負担します。負担割合は、国が4、都道府県1、市町村1の割合であります。残る5割分は、高齢者の支払う保険料1割と医療保険者が拠出する支援金4割で運営することになります。

下の図は、後期高齢者医療制度における医療給付についての説明であります。医療給付の種類及び療養給付に要する費用について、被保険者の一部負担と医療機関が診療報酬を請求する仕組みについて説明をしているものでございます。

3ページの方をお開きください。

財政運営について、さらに詳しく説明する図でございませう。

記載のありますそれぞれの金額は、厚生労働省が全国規模で推計した医療給付費総額をもとに、負担区分に応じた割合で算定しておりますことをご承知ください。

医療給付費総額は、医療費から自己負担分1割を差し引いた残りの額であります。公費負担部分の国の負担は定率負担分及び調整交付金の2つのメニューとなっております。

太枠の左下部分が保険料に係る部分になりますが、約1割を加入する高齢者の保険料で負担すると説明させていただきましたが、この図にありますように、1割の保険料部分には保険料軽減分の保険基盤安定制度による公費補てんが入ることとなり、実質的保険料での負担は8%程度と見込んでいるところであります。

また、左上にあります財政安定化基金であります。保険料未納のリスク、給付増のリスクに対応するため、国・都道府県・広域連合が3分の1ずつ負担する基金を設けることとしていまして、基金造成期間は現在4年間というふうに示されております。この基金は、未納保険料に関しては2分の1を補助金として、残る2分の1を貸付金として運用するという内容の説明がされております。

4ページ、お開きください。

ここでは、広域連合の財政リスクに対する軽減措置などについてであります。上段は軽減措置のイメージ図であります、下段の部分に説明がございます。

まず、財政運営ですが、2年を1期とした財政運営を導入いたします。次に、低所得者などについて保険料軽減制度を設け、軽減分を公費で負担いたします。高額な医療費に対しても公費負担が導入されます。財政安定化基金については、先ほど説明させていただいた部分であります。保険料徴収に当たっては、年金からの特別徴収が導入されることとなっています。介護保険料では、特別徴収対象者が約80%であります、後期高齢者における推計では98%が特別徴収対象となると、これは厚岸町の場合の率であります、そういう想定をしているところであります。

次、5ページでございます。

保険料の算定と保険料の推計であります。保険料の算定は、国民健康保険と同様に、応益割、応能割を導入し、その比率50対50を基本としています。全国平均として推計した、これは厚生労働省の推計の数字であります、保険料の額は月額6,200円と算定されております。

具体的な保険料の額の推計ですが、基礎年金受給者、基礎年金満額の79万円の場合では月額900円、厚生年金の平均的な年金額の受給者の場合では月額6,200円、自営業の子供と同居する方の場合では月額3,100円、被用者の子供と同居する方の場合では月額3,100円と、それぞれモデル試算がされているところであります。

6ページでございます。

資料の最後になりますが、北海道における後期高齢者医療制度施行までのスケジュール案であります。

市町村議会での広域連合設置についての承認の議決をいただいた以降のスケジュールは、年が明けて1月には北海道知事へ設立許可申請を提出し、3月には設立許可がされる予定であります。設立許可が出ましたらすぐに広域連合長の選挙が予定されておまして、6月には広域連合議会議員の選挙、7月には第1回の広域連合議会が予定されております。11月に保険料関係条例を決める第2回目の広域連合議会が予定されておりますが、4月の統一地方選挙、7月の参議院議員選挙がありますことから、確定スケジュールでないことをご承知おきください。

以上、大変長い説明になりましたが、北海道後期高齢者医療広域連合の設置に係る規約についての説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

(「議長、議事進行」の声あり)

●議長(稲井議員) 議事進行、14番。

●田宮議員 今の説明だけでは、この規約、十分な審議できないと思うんですよ。特別な手だてをとってきちんとした論議をしないとならないと思うんですね。これは12月議会で議決して、予定によりますと1月には知事の設立許可申請をするというふうになっていて、日数は余りありませんけれども、ここだけの審議で終わることにはならないので

はないかというふうに思いますが。

- 議長（稲井議員） この件の取り扱いにつきましては、特別委員会を設置して、特別委員会の中で審査を進めることになっておりますので、先般の議運で決定しておりますので。

- 田宮議員 わかりました。

- 議長（稲井議員） お諮りいたします。

議案第114号の審査につきましては、議長を除く17名の委員で構成する議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号の審査は、議長を除く17名の委員で構成する議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

特別委員会再開のため、本会議を休憩いたします。

午後 1 時52分休憩

午後 1 時57分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第5、議案第115号 厚岸町副町長の定数を定める条例の制定について、議案第116号 厚岸町収入役事務兼掌条例を廃止する条例の制定について、議案第117号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました厚岸町副町長の定数を定める条例及び厚岸町収入役事務兼掌条例を廃止する条例並びに町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

これら条例の制定及び廃止並びに一部改正につきましては、本年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律に基づく内容のものでございます。このたびの地方自治法の改正では、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度の見直しや職員の吏員区分の廃止などが行われており、これに伴いまして、各地方自治体の条例規定の整備が必要となるものでございます。

議案書の12ページをお開き願います。

まず、議案第115号 厚岸町副町長の定数を定める条例の制定についてであります。地方自治法161条の改正によりまして、市町村の助役にかえて、市町村に副市町村長を置くこととされ、その定数を条例で定めることとされました。これに基づきまして、本条例を制定し、本則において副町長の定数は1人と規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項で条例の施行日を平成19年4月1日とするものであります。これは、当該部分の地方自治法改正施行日と同じ日でございます。

また、助役から副町長へかわることに伴いまして、既存の各条例中の助役の用語を副町長に改める必要がございます。この改正条例の附則におきまして、改正対象となる各条例の一部改正を行うものでございますが、まず、第2項において厚岸町特別職報酬等審議会条例の改正を行い、第3項では特別職の職員の給与に関する条例の改正、第4項では厚岸町職員等の旅費に関する条例の改正、第5項では厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例の改正を行いまして、それぞれの条文中における字句の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

議案第116号 厚岸町収入役事務兼掌条例を廃止する条例の制定についてであります。

地方自治法168条の改正によりまして、収入役が廃止され、会計職員を一人置くこととされました。この会計管理職員は、職員のうちから町長が任命するもので、これまでの収入役にかわり、会計事務に関して独立の権限を有する一般職員として適正な会計事務の執行を確保するという役割を担うこととなります。

厚岸町では、平成18年4月から収入役を置かずに、その会計事務を助役に兼掌させるための厚岸町収入役事務兼掌条例を制定しているところでございますが、さきに申しましたとおり、収入役制度そのものが廃止となり、収入役事務兼掌条例についても不要となることから、これを廃止する条例を制定するものでございます。

なお、この廃止する条例の施行につきましては、附則第1項において平成19年4月1日からと定めるものですが、さらに附則の第2項において、厚岸町事務分掌条例の一部改正を行うものであり、この条例の第3条の規定中「収入役の事務を兼掌する助役」という用語を「会計管理者」に改める内容のものでございます。

続いて、議案第117号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、地方自治法第172条及び第173条の改正によりまして、現行において職員の職名が区分されていた吏員とその他の職員、また、事務吏員及び技術吏員という区分を廃止し、すべて「職員」へと用語が改められております。このため、厚岸町の条例規定において吏員の用語を使っている町税条例の規定を改めるもので、新旧対照表に記載のとおり、第2条第1号中の「町吏員」を「町職員」に改正するものでございます。

なお、この条例の第1号中に徴税吏員という用語が残ります。これは、地方税法において用いられていることに従い、この表現をそのまま残す必要があるものでございます。

次に、改正条例の施行日につきましては、附則にて平成19年4月1日からと定めるものでございます。

以上、雑駁でございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（稲井議員） まず最初に、議案第115号について質疑を行います。

3番。

●南谷議員 このたびの改正でございますけれども、ただいま説明を受けさせていただいたんですけれども、第28次地方制度調査会の答申を受けて、私は、このたびの改正に至ったという理解をしております。先ほどの説明の中で、改正の趣旨というんですか、国が地方自治体に求めている今回の改正の趣旨というものについてお伺いをしたいなと思います。

先ほどの説明では、地方自治体の合理化を目指してと、こういう面もあると思うんですが、私は、もっとあるのではないのかなと、かように考えておりますが、いかがでしょうか。

さらには、厚岸町は、副町長にすることを考えておられる。権限などは現状のままなのか、それとも、何がどう変わっていくのか、変わることで変えようとする趣旨というんですか、それらのものについて説明を求めます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

質問議員おっしゃるように、今回の地方自治法の改正につきましては、第28次地方制度調査会、こちらの答申に基づきまして、これを受けて今回の地方自治法の改正に至ったという背景でございます。

この趣旨でございますけれども、基本的には地方分権の推進に資するということ、この目的に沿って、地方の自主性・自律性の拡大を図るために必要な措置を講じるという趣旨のもとに、この改正が進められているわけでございますけれども、特に今回、私どもの方で条例提案申し上げます副町長への変更、これにつきましては、地方自治体におけるトップマネジメント機構の強化をするというのが大きな目的の一つというふうにとらえられてございます。

したがって、地方自治法の改正の中、新旧対照表をお配りさせていただいておりますけれども、現行の助役の職務といたしましては長の補佐、厚岸町で置きかえますと町長の補佐、それから職員の担任する事務の監督、そして町長の職務代理というものが、現行地方自治法の中にうたわれてございます。これが今度は副町長という形に4月1日以降なるわけでございますけれども、これに加えまして、今度は町長の命を受け、政策及び企画をつかさどることという部分、重要な案件についてそのトップマネジメント機構をさらに充実させていくんだという背景でございます。それと、もう一つは、町長の職務権限の一部の委任を受け事務を執行すること、この2つの項目が加わります。今申しました職務権限の一部の委任を受け事務を執行すること、つまり権限の委任でございますけれども、これが法的に行われるという副町長への権限委任、この規定が明確に法律の中にうたわれたということに相なっております。

したがって、特に法律に特別、禁止規定がない限り、地方公共団体、自治体にお

ける状況等々を加味しながら、町長は副町長へ権限の委任をすることができるということが大きく変わっている内容でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 大変立派なご答弁で、最初に聞いた説明では、合理化というお話だけだったものですから、私の認識している部分と、それ以上に説明をしていただきました。本当に地方自治体の自主性・自律性というものも求められておる、さらには、財政的なマネジメントも、町長の委譲を受けて取り組まなければならない。私は、今まで以上に副町長の責務というものが重いものがあるのかなと、かように判断をしておるんですが、町として、いろいろと厚岸町の事務決裁規程、これらを見ても、文言が変わる部分しか、僕のレベルでは理解されなかったんですけれども、今、まさに課長の方から答弁があったように、内在しているものがある。こういうものをはっきり明示していただければ、私は理解ができなかったもので、今、ご答弁をいただいたので、よく理解をさせていただきました。

その上でご質問させていただくんですが、非常に質問しにくいんですけれども、ずっと書類を調べてきて、助役から副町長という文言に変わられる。では、助役という制度はどうなるのでしょうか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 一応地方自治法の改正の趣旨につきましては、先ほど答弁したとおりでございまして、従来助役という文言を用いておりましたけれども、これは、権限の委譲等々もございまして、あわせて新たに副市町村長あるいは副知事、副知事という言葉は既に使われていたと思えますけれども、そういう形の名称に変更するというのが一つ、その名称の変更に合わせて、従来の助役の職務に加えた、より強いといいたいでしょうか、そういう職務が新たに加えられているということでご理解をいただけないでしょうか。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 答弁者の方も急を要したと思うんですけれども、私もずっと文言を読んできて、急に国のそういう流れの中で、現存として助役さんがおられると。だけれども、来年4月以降副町長制度になるよと。こういった部分の国の動向に合わせて今上程された。4月以降、厚岸町として名称だけが変わるのか、そういうものも含めて町としてのものの最終的にはどうなっていくのかなと、こういう思いがしたものですから、いろいろな考え方があろうと思うんですけれども、ただただ今の助役さんが名称だけが変わりましたよと、こういうとらえ方でいいのか、その辺も含めてご答弁をいただきたいと思いません。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

28次地方調査会からの答申は事実であります。しかしながら、今日の社会状況の中で、ご承知のとおり、平成12年、地方一括分権法が施行されました。ご承知のとおり、上下から対等な、国と地方自治体の関係になりました。それだけ今日、事業量も大幅に権限移譲等含めて多くなっております。また、このたび、本年度であります、第2次地方分権一括法が税源移譲を含めて、それぞれの権限移譲も、当然これから協議がされるわけでありまして、すなわち、町長の事務事業量が大幅にふえておる今日であります。そこで、国といたしましては、答申に基づいて地方自治法の改正をしたということございまして、市町村長の助役にかえて副市町村長を置くことができるという、すなわち名称になったんです。変わっただけでなく、助役にそれなりの権限を与えることができたわけでありまして。以前のお話を申し上げますと、釧路市が副市長と言っております。しかし、これは地方自治法改定前の話でございまして、単に助役を副市長にかえただけのことです。しかし、新年度からの4月1日からは権限も含めて、地方自治法として正式に認められた副町長であると、そのようにご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にございませんか。

8番。

●音喜多議員 168条で、今度は今まで言っていた収入役あるいは出納長、あるいは収入役と言われていた部分を会計管理者という……

●議長（稲井議員） 8番さん、そこまで行っていないんです。115号の審査をしているんです。

●音喜多議員 一括してやったのではないの。

●議長（稲井議員） 上程は一括しましたけれども議案ごとに、それは後で質問してください。

●音喜多議員 わかりました。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号について質疑を行います。

8番。

●音喜多議員 すみませんでした、ちょっと勘違いしてしまして。今回、出納長あるいは収入役と言われていた部分を、その名称を外しまして会計管理者という扱いにすると。その任命権は長にあるわけでありますが、仕事の的には、この後のるる説明の中でも、以前の収入役がやっていた部分と変わらなくやることになるわけですが、会計管理者という位置づけはどういう形で置かれるという認識で、一般の課長職という認識でいいのか、あるいは、こういう条例でもって今の収入役を廃止したけれども、会計管理者として厚岸町が置くとしたならば、その位置づけはどういう立場に置いてその処遇をされるのか、お尋ねしたいと思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

会計管理者、提案説明で申し上げましたけれども、一般職でございます。収入役は特別職でございましたけれども、一般職といたしまして町長の補助機関である職員の中から町長が任命するという形になりまして、その方は会計事務を専ら担当するという形になります。

それで、処遇の関係でございますけれども、厚岸町の場合につきましては、現在のところ課長職を想定いたしております。

●議長（稲井議員） いいですか。

●音喜多議員 わかりました。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

(なし)

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第117号について質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（稲井議員） 日程第6、議案第118号 釧路東部消防組規約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました釧路東部消防組規約の変更について、その提案理由を説明申し上げます。
議案書の16ページをお開き願います。
先ほど議案第115号及び116号でもご審議をいただきましたが、地方自治法の改正に関連いたしまして、釧路町及び浜中町と一部事務組合を共同設置しております釧路東部消防組の規約におきましても、同様に助役の用語を副町長に改め、また、収入役に係る部分を削るとともに、会計管理者に係る規定を設ける必要が生じたものでございます。
消防組合の構成町と協議をいたしたく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めらるものでございます。
なお、変更する規約部分の内容につきましては、別に配付してございます新旧対照表のとおりでございますので、個別説明を省略させていただきます。
なお、議案書に記載のとおり、附則において、平成19年4月1日の施行日とすること、あわせて経過措置が規定されるものでございます。
以上、簡単でございますが、説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(なし)

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（稲井議員） 日程第7、議案第119号 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
福祉課長。
- 福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第119号 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、本年6月16日に成立し、同月23日に公布された精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部が改正されたことによるものと、当該条例中において現に行われている町条例の題名変更が引用条項において改正されていない題名となっていることから、あわせて一部改正により関係規定の整備を行いたく、本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第2条第2号中「精神病院」を「精神科病院」に改めるものでございます。精神病院の用語の整理等の関係法律の一部を改正する法律により、精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、精神科を受診しやすい環境の情勢に資するため、精神病院という用語を精神科病院という用語に改めるものです。

第3条第4号中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改めるものでございます。平成16年6月に開催された町議会第2回定例会において、議案第50号 厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、母子家庭をひとり親家庭に改めるなどのご審議をいただき可決されましたが、厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例に改正前の題名を引用していることの点検作業を怠り、改正漏れとなってしまったところであり、今般、母子家庭という用語を改めるものです。事務処理の適正さを欠き、大変申しわけなく、おわび申し上げます。

議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第

2条第2号中「精神病院」を「精神科病院」に改める改正規定は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律が施行される日、平成18年12月23日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） 日程第8、議案第120号 厚岸町農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第120号 厚岸町農業用水道給水条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

農業用水道については、営農用水事業として国や北海道が建設し、その後厚岸町に移管され、現在、厚岸町で管理しております。給水人口が100人を超えている農業用水道について、水道法第3条第2項及び第3項の規定により、水道事業認可を取得し維持管理を行うため、現在給水人口が100人を超えている尾幌地区、太田地区、片無去地区及び上尾幌の一部の農業水道について、平成19年4月1日から水道事業認可を取得するのに伴い、簡易水道として給水区域に変更するため、これに係る3つの条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、農業用水道と簡易水道の使用料金につきましては同額でありますことから、このたびの変更に伴う受給者への影響はございません。

議案書の19ページをお開き願います。

なお、各条例の改正内容につきましては、お手元に配付の新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、第1条、厚岸町農業用水道給水条例の一部改正であります。簡易水道に変更する尾幌の一部、太田、片無去の一部、上尾幌の一部を、給水区域を定める第2条の

規定から削るものであります。

次に、第2条、厚岸町水道事業給水条例の一部改正については、簡易水道事業給水区域の拡大により、第2条第2号の簡易水道事業の給水区域の規定の全部を改めるものであります。

次に、第3条、厚岸町簡易水道設置条例の一部改正については、簡易水道事業の給水区域の拡大により、上尾幌簡易水道の給水区域、尾幌簡易水道の給水区域、給水人口、給水量を改めるとともに、新たに、太田簡易水道、片無去簡易水道を加えるため、第2条各号の全部を改めるものであります。

なお、資料としまして、新旧の給水区域を示した図面を配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案書の20ページをお開き願います。

附則であります。簡易水道事業の適用日に合わせ、この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、大変雑駁な説明ですが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番。

●谷口議員 簡単に言えば、あれですか、農業用水道が簡易水道に変わるという、それだけでいいんですか。

●水道課長（高根課長） ただいまのご質問でございますけれども、現在の農業用水道、尾幌、太田、片無去等につきまして、水道を給水している人口が100人を超えております。その水道につきまして、いわゆる水道法の網をかぶせ、簡易水道事業として適用しようと、そういうことでございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 営農にかかわる部分はどうなんですか、そうすると。今、人口のことをおっしゃっていますよね。農家の、実際に牛舎だとか、そういう部分にかかわる分は、これは営農用水として残るわけではないんでしょう、残るんですか。

●水道課長（高根課長） ただいまの質問でございますけれども、現在、農家さんにつきましては、営農用、いわゆる牛の飼育とか、あとは一般用の家庭で使っているんですけども、そういう営農用含めて、あと一般用含めて、簡易水道事業として移行されます。

●谷口議員 わかりました。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（稲井議員） 日程第9、議案第121号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第121号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

町長及び助役の給与につきましては特別職の職員の給与に関する条例により、また、教育長の給与は、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例によりそれぞれ規定されております。ご承知のとおり、町財政が大変厳しい中であって、平成17年度から町長、助役及び教育長について、給与及び期末手当の15%を減額してございますが、平成19年度以降における町の財政状況の推計が依然として大変厳しい状況にあるため、平成19年度においても、町長、助役、今度は副町長になりますが、及び教育長の給与及び期末手当について15%の減額措置を継続して行いたいとするものでございます。

なお、この提案につきましては、去る12月1日に開会されました特別職報酬等審議会にお諮りしましたところ、これまでと同様に給料月額15%の減額措置を継続することが適当であるとの答申を受けたところでございます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと存じます。

改正条文の説明をいたしますが、今回の改正は、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の2つの条例の改正をしようとするものでございますが、改正される内容が同じであることから、別々に上程するのではなく、一本の改正条例として上程させていただいていることを、まずご了解いただきたいと思っております。

なお、説明に当たりましては、さきに配付いたしております新旧対照表、これに沿いましてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、改正条例の第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてで

ございます。

附則の改正を行うというものでございます。さきにご提案の趣旨についてご説明をいただきましたが、平成19年度における給与月額15%カットを継続して行うに当たって、規定文を改めるものでございます。内容につきましては、附則第6項中「及び平成18年度に限り」という部分を「から平成19年度までの間」と改める内容のものでございます。

続きまして、改正条例の第2条、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。さきにご説明いたしました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、これと項番号が異なるほかは同様の改正でございますので、省略させていただきます。

この改正条例の附則でございますが、この条例につきましては平成19年4月1日から施行するという内容のものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番。

●南谷議員 特別職の給与の関係でございます。平成18年度並みの15%の削減ということで上程されておるんですけども、厚岸町特別職報酬等審議会の答申なんです。この答申というものはどのような答申が出されてきているのか、お尋ねをさせていただきたい。

それから、どうして15%というものを上程されて、昨年並みということで上程された、この背景というんですか、根拠というんですか、そういうものについてお尋ねさせていただきます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、このたび、17年、18年度に引き続き15%のカットを行うという提案でございますけれども、これにつきましては、先ほど提案説明でも触れさせていただきましたけれども、一番の要因につきましては町の財政事情でございます。17年度、18年度におきましても、特別職のほかに一般職員についての給与カットも行われてきてございます。今議会、この後の議案に提案予定でございますけれども、ここにおきましても一般職員の給与のカットというものを上程せざるを得ないという財政事情にある。こういうような背景のもと、17年、18年、理事者として給与の削減策、これを継続いたしたいという内容の形で報酬等審議会の方へ答申をさせていただいているというものでございます。

報酬等審議会の中では、いろいろ現状等との状況説明、意見交換等もありましたけれども、結論といたしましては、17年、18年同様に、こちらの方から提案のあった15%削減、これが適当であるという答申が出されたという内容のものでございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 答申は妥当であるという判断をなさっておられるということですね。でも、けさほど、頭の中というんですか、朝、僕、寝坊な方なものですから、かすみの中にかかっているような状態で新聞を見ましたら、衝撃的な、市長の報酬70%カットなんという記事が載っておりました。唾然とさせていただいたんですけども、当然今日の議案にもあるという思いで、切実な思いをして記事を読ませていただいたんですけども、私は、厚岸町の場合どうなのかという思いをめぐらせておりました。この後、先ほどの説明でもあったんですけども職員の皆さんも若干でも改善をしていただける、しからば、特別職の皆さんもしっかり頑張ってくださいためには、大きな削減率を改善するという事は不可能であっても、少しでも仕事の励みというんですか、そういうものに期待を持って頑張ってくださいためには、当然報酬というものは必要ではないのかと、こういう見地に立つべきではないのか、改善すべきではないのかなと、かように考えておったところでございますが、財政の状況も厳しいということでございますけれども、今回、昨年と同様の率で上程されている、この辺の本当に考え方といいますか、仕事に対する、この率で平成19年度にそれぞれの役職の皆さん、仕事に向かっていく姿勢としてどうなのかなと、この辺の考え方についてご答弁を求めます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

先ほども申しました特別職の報酬等審議会の審議の過程におきまして、委員の中にも、南谷議員と同様の意見も出てございました。そういう中であつたわけでございますけれども、理事者の方といたしましては、3年にわたる給与削減、カットを進めざるを得ない状況にある。こうした中で、職員に範を示す上からも、そのままのカット率をもって継続をいたしたいという意思、そういうものが審議会の中に伝えられ、その上で妥当というような結論が出されたという内容のものでございますので、ご理解をいただきたいと、このように存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） 日程第10、議案第122号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第122号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

厚岸町職員の給与につきましては、平成17年度及び18年度において、町の財政事情から、独自に給与月額及び手当額を削減する措置を行っておりますが、この措置を平成19年度におきましても続けたいとする提案の内容のものでございます。

ご承知のとおり、町職員の給与につきましては、地方交付税の著しい落ち込みなどによる歳入が大きく減少する中であって、歳出においても、その大きなウエートを占める人件費を含めた大幅な減少が避けられず、職員の給与月額及び期末勤勉手当を平成17年度は10%削減、本年度も9.7%の削減率で減額措置を行ってきているところでございます。このような厳しい財政運営を強いられているところでございますが、今日、得ることができる最新情報での財政推計においては、来年度以降、さらに地方交付税の落ち込みが明らかであり、引き続き、職員給与の独自削減策をもって臨まなければ予算編成ができないという厳しい状況にございます。このため、平成19年度におきましても、給与月額及び期末勤勉手当の削減を図るものでありますが、3年継続の措置を強いるものでございまして、少しでも削減率の回復を図るべく思いの中、財政推計による試算をもとに、その削減率につきましては8%として提案をする内容のものでございます。

なお、この提案につきましては、職員組合との協議において、去る12月5日に合意がされておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議案書の22ページをお開き願います。

改正条文の説明についてであります。今回の改正につきましては、職員の給与に関する条例と厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の、2つの条例の改正をしようとするものでございます。改正される内容がほぼ同じであることから、別々に上程するのではなく、一本の改正条例として上程させていただいております。

また、説明に当たりましては、別に配付しております新旧対照表に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。附則の改正になりますが、現在の附則第7号及び第8項の規定は、一般職及び医師職の削減内容についてそれぞれ規定しておりますが、これは一般職員と医師の減額改正におきまして実施時期等が異なったことから、2項に分けて規定していたところであります。今回の提案におきましては、一般職と医師職の実施時期及び改正内容を、同じく平成19年度に限り、職員の給与月額は100分の92を乗じて得た額とするということにしたもので

あることから、従来の附則第7項と第8項における規定を第7項に一本化して整理し規定し、また、これに伴いまして、改正前の附則9項の内容を第8項に繰り上げて規定するという内容のものでございます。

次に、改正条例第2条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、さきにご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正と改正内容が同様のものがございます。説明を省略させていただきます。

次に、この改正条例の附則についてであります。施行日を平成19年4月1日からとするものがございます。

なお、本条例の改正によります来年度における職員給与削減の影響額につきましては、一般会計ベースで約1億3,000万円でございます。これに特別会計と企業会計を加えた全会計ベースで申し上げますと、約2億1,000万円の削減となります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番。

●松岡議員 ちょっと聞き漏らしたのでお尋ねしますけれども、平成19年度は8%ということでございますが、17年度、18年度についてはどの程度を削減したんですか。ちょっと思い出せない、同じですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 17年度は10%です。

●松岡議員 18年度は。

●総務課長（田辺課長） 18年度は9.7%という形になってございます。

●松岡議員 わかりました。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 今回、前段の言葉からいえば、地方交付税の削減が、引き続きなおかつ厳しい情勢が見込まれるという中で、特別職については従前どおりと。職員及び企業職員については、今回少し2%緩めるということで、職員が先に緩め方が出てきたという考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

厚岸町が成り立つのは、やはり町民がいてというか、分母としては町民ですよ。その上に、町民があって職員という形になるかと思うんです。今の夕張の情勢を見たときに、あの事件がというか、表面化されてから、新聞報道は、本当に市民はというか、町

民はどうだったのかというテレビでの報道をかいま見ると、非常に厳しい意見が市民から出されていたことは重々皆さんもご承知だというふうに思うのであります。そんな中で、財政が一向によくなっているはいないんですが、町の職員からはにらまれるかもしれませんが、私は、先ほどの一般質問の中で、町民の健康を守る意味での検診問題、補助問題を含めても一般会計から500万円、それすらだめ、ただ、16番議員さんが質問された中での出生にかかわる部分での、19年度から新たな道を考えたいというようなことも言われていましたが、0.2に対する町民の恩恵と申しますか、町民に対する還元というか、そういったものはいかに考えているのかというのが、私に言わせていただければ、そのことが大事ではないのかなというふうに思うのであります。

この間に財政の問題で、国保含めて使用料に至るまで、目いっぱい引き上げてきた。目いっぱいと言ったら語弊があるかもしれませんが、町民の負担についてはできるだけそういう形で今日来ています。それも、私どもは本当につらい思いですが、町民にこの3年間というか、17年、18年、そして14年からの議論の中でいろいろなことを削ってきましたが、さきの臨時会で私は、決してたがは緩んでいないかというお尋ねをしましたが、そういうことはない。国の情勢がよくなった、それは中央だけであって、地方交付税が少しはよくなるのかなという気配を感じたんですが、それすら全然感じていない。地方交付税は一向によくないということだけがはっきりしておりますが、今回のこの改正で、役場職員にはできるだけことはしてあげたいけれども、町民との比較の中で、19年度以降、どのようにお考えでしょうか。町民のための策とはどんなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後 2 時56分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

8 番さんの質問に対する答弁を行います。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 大変失礼いたしました。ご答弁申し上げたいと思います。

ご案内のように、これまで職員給与につきましては、民間準拠を基本といたします国の人事院勧告、これをもとにいたしまして条例で定め、給与額を定めてきております。しかしながら、財政逼迫したという近年の状況、こういったことを踏まえまして、各種の財源捻出策、ご案内のように取り組んできてございます。町民の皆さんにも負担増を願っているというような背景から、この緊急事態を乗り切るため、条例本則で定まっている本来の給料額、これからやむなく10%をカット、これを緊急措置として職員の理解を得て実施してきている、これが17年度に取り組んだ内容でございまして、これを今年度に至る2カ年にわたって継続してきているということをご理解をいただいているもの

と存じます。

なお、今日に至って、これが、財政事情が好転せず、現状に至っているわけございまして、これらを踏まえて、来年度も緊急措置を実施しようという内容のものでございます。

一方、人件費の関係でございますけれども、一方では職員数の削減、定員の管理の中における職員数の削減というのも、人件費を削減する意味で取り組んでございまして。一般会計だけで申しますと、16年度には211人いた一般会計ベースでの職員数、これが17年度では203名、マイナスの8、18年度に至っては187名、前年度16名のマイナス、19年4月の見込みといたしましては184名、前年度マイナス3名というような見込みの中で推移いたしてきております。こういった職員数の減少、こういった部分も人件費総体を見る上での一つの要因になっているということでございまして、先ほど申しました財政推計、こういった部分から考えまして2ポイントの回復ではありますけれども、来年度も引き続き緊急の措置、給与のカット削減策を進めざるを得ないのだと、このように理解していただけるようお願いを申し上げたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 今の答弁では、仲間うちで分け合うという感じでないですか。そんなことを聞いているわけじゃないですよ。最初の質問、何か理解いただけなかったみたいですけども、今の答弁では、職員が減った分、仲間うちで給料の総体の中から給料をまた1.7ふやすというか、職員が減ったから、それだけ人件費が浮いたから、そんなように聞こえますよ。

私の最初の質問では、こうして1.7であるけれども、緩和の始まりになるわけですね。今日の厳しい情勢の中から、こういうやわらかさというか、緩やかにもとに戻していけばそれはいいんでしょうけれども、何の諸条件が変わったんでしょうかとお尋ねしたい。

そして、その答弁が、16年度211人から明年には184人に、そんな仲間うちの人件費がそんなにかからないというか、思ったよりもやめていく方が多くて、人件費が多少、それで1.7、仲間うちで分け合うような発想であったとしたならば、私は許せない。むしろ、この1.7を緩和する段階で、町民にはどういう施策を講じたらいいでしょうねというものが考えられていたと思うから、すぐ答えが出るものと思っていた。次年度にそういう施策というのは、もう既に考えているのでないかと思って、今回の定例会の中では耳を立てて聞いていた。しかし、先ほどもお話ししたけれども、12番議員さんの町民の健康を守る、あるいは竹田さんの出産に伴いお金のかかる分では、19年度からは何とかできないだろうかという町長の答弁ですから、そういったことも加味して考えているのかなと期待感を持って質問させていただいたので、「そうですか、その点ではこういうふうを考えています」という答えが出るかと思っていたら、何と、今の答弁では、総人件費が少し浮いたからというふうに私は感じました。もうちょっとその点は、だから私は最初に言ったんでないですか。厚岸町というの、町民があって厚岸町が成り立っている。その町民のことを一番先に考えるべきことが、何か人件費というか、給与費総体が、やめていった方が多いために少しは余裕があって、その分を次年度以降働く仲間というこ

とのようですが、そんなことを言ったら職員にまたにらまれるというか、嫌われるかもしれないませんが、町民から見れば「何だ、仲間うちというか、役場の中でそういうことをやっているのか」というとらえ方ですよ。役場の外で一生懸命働いている人にしてみたら、本当にこのことをどのように町民に説明すればいいのか、役場の職員、同じことを繰り返すことをしたくないですけども、そうだったのかと。誇って言えることではないというふうに私は思いますが、まず、そのことを申し上げておきたいと思います。

それで、改めてお尋ねしますが、人件費浮いたのは、ほかの方に使うことにはなるでしょう、予算総体の中で。1.7が多いか少ないは別にしても、その始まりですよ。始まりであったらば、もうちょっと町民のことを考えていただければなというふうに私は思いますが、ほかのことも聞きたいと思ったけれども、残念でなりませんので、この辺にとどめておきますが、私の考え方は間違っているのでしょうか。むしろ、そのことを聞いておきたいなというふうに思います。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 今回の8%のカットでございしますが、給与費総体の額が浮いたから、今年度の9.7を8にするんだという考え方ではございません。8%をカットしなければ、19年度の予算が成り立たないという推計を立てまして、それを職員の皆さんに説明させていただいて、本来は8%カットではなくて、全額支給するというのが大前提であります。ところが、8%カットなくして給与を支給できる状況ではないということで、しからば、幾らカットするかということで財政推計を立てて、職員組合の皆さん、職員組合に入っていない皆さんにも説明を申し上げて、それで8%カット、一般会計でいいますと1億3,000万円ほどのカットをさせていただくということでございしますので、余った分を仲間うちで分け合うなどということは決してありません。そのように我々は考えておりませんし、それから、8%カットというのは、今入ってきている情報の中では、釧路管内の町村に関しては、恐らく厚岸町が一番厳しいカット率になるのではないかとということでございます。といいますのは、月例給のカットをするけれども、期末勤勉手当には反映させないというような町村もあるやに聞いております。しかし、まだはっきり職員組合との妥結に至っていないという情報を聞いておりますし、さらには、昨年度のラスパイレス指数を見ますと、厚岸町の職員給与ラスパイレス指数は、全道で下位から10位以内に入っております。180ある自治体の中で、悪い方から数えて10番以内に入っているという状況もございします。それらの、職員にとりましては大変厳しい給与の改定ということでございしますが、これは職員組合といろいろ話し合いをして、ここに至ったということでございしますので、その点をご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 お互いの物の発想というか、その違いが、私は外から見て、町民から見てという立場で考えます。助役の今のご答弁では、中の仕事ですね。町の中での本来の、その違いというのははっきり見えるわけでございしますが、しかしながら、これは常

に表を向いてというか、町民を見て、町民の方に顔を合わせて物事を考えなければいけないのではないかなというふうに私は思うんであります。そういう発想から立つと、私が今質問したような考え方に自分はそう思っておりますので、助役の内側の中の視点というか、そういう見方からすれば、そういう発想になるのかなと思います。でも、そのことは、私は間違っていないと思いますし、厚岸町としても非常事態に等しいような財政宣言をしているわけですから、そのことを踏まえて、ぜひその任に当たっていただきたいなと思います。

ここでは結論は出ないだろうと思いますが、明年度に向けて、もうちょっと町民に明るいというか、期待の持てるというか、そういう新年度予算をつくっていただいて、ぜひ公表していただきたいなというふうにお願ひして、終わります。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 町民の視点に立ってということでございます。もちろん、町民あつての行政でありますから、その点は最も先に考えなければならないことだろうというふうに思います。その点では、私は同感であります。

この8%を、もし仮にカットしなければ、今まで住民サービスをしてきた、その部分のカットといいますか、町民の皆さんにご負担を仰ぐか、今までやってきた行政サービスをやめてしまうかということになるわけで、それを、私どもはその調整財源を人件費に持っていく、人件費に頼らざるを得ないんだということをご理解いただきたいと思うんです。本来は、財政収支の調整財源を人件費に持っていくということは、これは避けなければならないものだろうと思います。しかし、こういう緊急事態になって、今まで行ってきた町民に対する行政サービスを維持・継続するということにすれば、こういう方法をとらざるを得ないんだということをご理解いただきたく、そういうことであればいたし方ないだろう、やむを得ないだろうというご理解を得て、今回の議案を提案させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 11番。

●岩谷議員 二、三点お聞きしたいと思います。

このたびの賃金カットについては、たしか17年が10%、18年が9.7、19年度が今度8%になりますね。この中で、大変職員の将来賃金に対する目減りがあるんじゃないかなろうかと。それで、30歳をベースにした職員の給料、例えば定年までいた場合、17、18、19年度でカットした分をあれした場合に、どのぐらいの生涯賃金になるか、教えていただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思いますが、給料の減額措置といいますのは、今までもお答えしておりますけれども、緊急的な措置といたしまし

て、単年度ごとに行ってきてございます。これから先どうなるかという部分が、これは計算するというのは困難でございますので、これをもって、生涯賃金幾らというふうな影響額を出すことはできないということで、まずご理解をいただきたいと思っておりますけれども、ちなみに30歳の独身で、来年度8%をカットしたとしますと年間で27万円、単年度ですね。これが10%になりますと三十数万円ということになりますので、年間での影響額ということで申し上げさせていただきたいと思うんですが、そういうような数字になります。

一方、もう一つ比べる上で、4歳でご家族、奥さんと子供2人というケースで試算してございますけれども、年間45万6,000円ほどのカットになります。8%でございます。そういうような状況になってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 11番。

●岩谷議員 これね、カットの分は単年度という物の言い方なんだけれども、カットについては職員の生活給ということなんです。それで、先ほど助役の方から、ここにラスパイレスの話をしていましたね。これは、総務省で100とした場合に、今、北海道でなった場合、先ほど厚岸が10番という物の言い方だけれども、去年は下から4番ですよ、183市町村あるうちに。ことしは、そのうちの4番目ですよ、これ。そうしたら、これが例で見たときに、今回の3年、単年、単年でいっているけれども、生涯賃金に対する影響がないという言い方はないと思っておりますよ。それで、恐らくそちらの方でこれだけカットする部分は、それを計算しながらのカットであったのかなと。大変財政が厳しいのは先ほど助役の方からも課長の方からも聞きました。だけれども、これはやはり職員の方も恐らくやむなく納得したと思うんですよ。これ、いつまで続けるつもりですか。職員にとっては、生涯の要するに賃金となったときに、新年度からの分が、それまでの退職した人だったらそれなりの報酬をもらってやったと思う、それから賃金も。だけれども、17年度以降については、かなり生涯賃金については変わってくるんじゃないかなと。そうはなりません。その数字は出ませんか、そこら辺をもう一回お聞かせいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 17年度から始めさせていただいている職員の給与カットについては、それぞれ単年度に限りということでやらせていただいておりますので、単年度ずつの積み重ねが生涯に影響していくという計算になるかと思っております。それは足し算でありますから、今後いつまで続くのかというのは、それはここで断言できるような情勢にはございません。といいますのは、例えば地方交付税が平成12年からどんどん削減されていて、今後どうなるか、見通しがまるっきり立っておりません。今は、私どもが財政推計を先ほど立てた、職員にもお示ししたと言っておりますが、これも一定の条件でありまして、昨日来の議論でも、税財政課長の方から答弁させていただいているとおり、いろいろな変化の要因、要素というのが、まだまだこれからあります。そういうような状況の中で、

じゃ、いつまで給与カットが続くのかというのは、残念ながら、残念ながらといいますか、これは職員の将来設計についても大事なことだろうと思いますけれども、いつまでということは断言できないと、そういうことがありまして、平成17年の職員給のときにも議論をさせていただきましたけれども、そのときは当分の間という提案をさせていただいたということでもあります。しかし、いろいろ議会と議論し、さらには職員組合とも議論して、1年1年、その状況、状況を判断して行って、それで決めませんかということで組合の皆さんからそういうお話もいただいて、それじゃ、その時々を経済情勢を分析しながら、毎年話し合いを持って決めていきましょうやということで、今回も、19年度に限った単年度の削減についてご提案を申し上げているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 11番。

●岩谷議員 内容については、理解はできます。ですけれども、今年度限りあるいはいつまで続くということについては、これはやはり財政的なものがありますから仕方がないものがあると思います。ですけれども、職員の生活給を、ここでもって、予算が少ないから立たないから、ここでこれだけのカットするという物の考え方自体が私は必要だと思うんですよ。生活給ですよ、これ。そうしたら、予算に立たないものではなくして、生活給を例えば削ったものだったら、違う方に利活用したらどうかなという考え方を持たないですか。あくまでも予算が立たないということで、だから、職員の方に聞いても、今の財政事情を考えたときにはやむを得ないと。だけれども、むやみにカットすることによって、せっかく生活の設計が立っている職員の生活が大変になりますよ。だから、同じ下げ幅でカットするにしても、もう少し勘案した中での考え方を持ってきていただきたいという考えなんですよ。

だから、今、生涯賃金でもって、30歳をベースにして、このように金額出さなくていいです。だけれども、完全にあれでしょう、生活に影響するんだから、これからどうするの、みんな。子供たちは学校へ行く、あるいは生活していく、そして今度家や何やらつくっていくといたら、全部生活給に響いてくると思うの。だから、確かに今の財政の苦しいのはわかる。だから職員とのいろいろな話し合いの中での今回のものについては、私も理解します。ですけれども、来年度以降については、もう少しそこら辺を職員と話しした中で、むやみにカットするのではなくて、そこら辺、もう少し考えてカットしていただけないかというのが私の質問なんです。いかがですか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） まず、今のご質問の中で、職員給与をカットして、カットした分を利活用するというご発言がありましたけれども、そういうことではないということ、先ほど8番議員にも説明させていただいたとおりでありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

8%カットというのは、今、むやみやたらにカットすべきではないと。もちろん、で

できればカットはしたくないのであります。それは、17年度の時にも、そういう答弁をさせていただいております。この8%はぎりぎりのところで、いろいろ計算をしていて、あとは自助努力の中で何とかなるだろうと。何とかなるだろうというよりも、何とかするというのもって8%にしたわけでありまして、私どもとしては、状況が許せば、できればカットなんていうものはしたくないということでございますので、今、岩谷議員からご指摘があったとおり、財政のまず健全化に向けて最善の努力をして、こういう職員の給与を調整財源にするというようなことがないように、ない方向で努力をしまいたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

3番。

●南谷議員 先にいろいろとご質問いただいて、最初に戻るような質問でちょっと恥ずかしいんですが、お聞きをさせていただきたいと存じます。

議案の122号の説明資料を見させていただいたんですけれども、現行で8番目というんですか、8条なんですかね。この分が医師の給与表が改正ではなくなって繰り上がったと。これはどういうことなのかなと、これをまず説明していただきたいと存じます。

それから、2点目でございます。

先ほどから意見を拝聴させていただいたんですけれども、僕の認識では、少なくとも、平成16年度から基本的には1割削減を実施させてもらっていると。これは単年度限りという理解に立っておるんですが、基本線は1割カット以前なんですよね。それをこの条例で改正するという物の判断をしておるところでございますが、この辺の考え方でございますが、いかがなものでしょうか。

それから、3点目でございます。

たしか、この表を見ると、数字の上では9.7が17年度、1.7改善されて8%になると、こういうことで全体像の数字の推移というものは判断できるんですが、聞くところによりますと、これはわかりませんよ、私の情報なので。あるのかないのか判断できないんです。ベースアップ、給与表、この辺が改定になってくると。そうしますと、実際に8%削減されるんだろうけれども、実質、この給与表の改定がどう影響してくるのか、この辺がもし可能であれば説明していただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思っております。

まず、今回の改正に伴いまして、附則7号、8号、これをまとめるという部分でございまして、従前、平成17年でございましたけれども、一般職員と医師におきまして、10%カット、これを行う時期、これがずれてございます。そういう関係がございまして、これは医師の了解といたしまして、カットについての了解を得る作業が残っていたという形の中から時期がずれたという経過がございます。そういった中で、地点としては、一緒になりませんので別立てで上げさせていただいていると。このたび改正に当たって

は同じ条件になりますので、それをまとめさせていただき、こういう改正でございますので、ご理解願いたいと思います。

2番目の8%カットのベースでございますけれども、これは当然本則の給与表にあります、いわゆるカット前のベースですね。これから8%という意味でございますので、従来下げてきたものから、またさらに下げるという意味合いではございません。おっしゃるとおりでございます。

それから、3番目の関係でございます。実は今回上げさせていただいております改正につきましては、冒頭でも申しましたように、厚岸町の財政事情をかんがみでの町独自の削減策ということで出させていただいております。

ただ、もう1点、実は国におきましては、給与構造の改善という形の中で給与表を変えるという改正が既に行われてございます。厚岸町の給与表を置きかえてみますと、現在8級制の給与表でございますけれども、これが6級制に変わる。この背景には、既に2年ほど前に言われてございましたけれども、官民格差の中で地域によって民間の給与の格差があります。いわゆる地域給の導入というような部分が国で進められてございますけれども、そういった中で、給与表全体、平均で4.8%をダウンさせるという給与表の改定が国では行われてございます。ただし、下がった部分、給与については、現実には給与を切りかえのときに下げないで、現在もらっている給与をそのまま調整によって支給する、いわゆる現給保障とでも申しましょうか、そういうような制度でございますけれども、いずれにいたしましても、給与の切りかえ措置が行われているということでございます。実は、この給与の改定、これについても本町におきましても、これに取り組まなければならないということでございまして、現在、給与改定につきましては職員組合とも協議を進めているところでございます。作業といたしましては、4月からの改正に向けまして、3月議会上程、これに向けましての作業を現在進めているという状況下にあるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 いや、説明を聞かせていただいたんですけども、最後の方で説明していただきました4.8%ダウンするんだと、給与表が6つの段階になって。実害がある、ないという答弁でございましたけれども、この辺が、僕が今聞いた範囲では理解ができないので、この辺について、もう一度、減給しても4.8%というものが、実害が平成19年度で8%にどう影響してくるのか、影響あるのかないのか、この辺につきまして、もう少し4.8%の数字も含めて説明をしていただければなと存じます。

それから、先ほど2点目にお尋ねをさせていただいたんですけども、基本はあるんだけれども、平成16年度から厚岸町の実態を勘案して1割の削減をしてまいったと。先ほど助役の答弁でもあったんですけども、全道の中でも下位の方であると。これは、大変僕は残念なことではないのかなという判断をしておるんです。職員の皆さんにいろいろ町の実態を理解していただいておりますので、私はこういう認識でおります。町民の多くの皆さんだって、しっかりと本来あるべき姿にできるだけ戻すべきではないのかなというふうに私はとらえておるんですけども、少なくとも、私は、一生懸命働いて、一生懸

命汗を流してもらって、その分、給料を出すべきだととらえておるんですが、町民の皆さんだって、厚岸町の職員は日本一の職員だ、給料も日本でいいのではないか、このぐらいの理事者としての責任があると思うんですね、僕は。プランニング、これからの将来の厚岸町のためにどうあるべきか。今はだめでも、でもやっぱり、しっかり頑張ってもらわなければ、私はならないと思うんですよ。ですから、削減することが北海道で下位であるからと。とんでもない話だと思うんですよ、私は。日本一の給与を出すぐらいの厚岸町であるべきだと、かようにとらえますが、いかがですか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 給与を下げれば下位になるからということでは、決してございません。下げた結果、ラスパイレス指数という指数があつて、これは国家公務員の給与を100とにすれば、それと比較して我が町はどのぐらいのパーセンテージになるのかという数字であります。それは、下げた結果出てくるものでありまして、下位に位置させるがために給与をカットしていくものではないということをもまずご理解いただきたいと思いません。

それから、これだけの削減を17、18、19と3年連続してやらなければならないということで、以前にも3番議員から質問をいただいて、職員の士気に影響しないのかとか、モチベーションは下がっていかないのかというご心配もいただきました。それらについては、当時、これこれこういうことで財政状況を説明して、職員とも議論をして、そういう中で方向性を示すことでモチベーションの維持に努めたいというような内容の答弁をさせていただいております。それは継続してやっていきたいと思ひますし、今ある、今置かれている財政状況というものも、職員もよく理解していただいて、先ほども答弁させていただきましたけれども、住民サービスをこれまで継続していたものを維持させていくんだと。それから、できるだけ新たな負担を求めないような、財政運営もしていかなければならないんだと。職員みずからコスト意識を持って、日々の仕事に向かっていくんだというようなことで、日々そういう話をさせていただいておりますし、さらには、給与のみならず、給与費総体を考えるときには、これらのほかに職員の定員管理ということもありまして、これについても町長から指示をいただいて、17、18、19ということで職員の退職を満身に補充をしていっていないという状況でありますから、それでも、今の課・係制を維持していけるのかどうなのか、これも機構改革の検討委員会で議論させていただいて、来年度、4月1日からは係制は廃止しませんけれども、係長以下の部分については一部スタッフ制を導入して、仕事の繁閑の調整をそれぞれの課長に責任を持っていただくという方法等を考えておりまして、給与費総体の抑制というものを図っていきなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、給与費のベースになりますのは、基本的には人事院勧告で示された内容をベースにして、その勧告で示されたものを厚岸町でも取り入れていくことが基本であろうというふうに思ひますけれども、一部、今、南谷議員、前段でご指摘をいただいたとおり、地域給の導入でありますとかという部分については、まだ組合と継続をして協議してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいた

きたいと思います。

●議長（稲井議員） 3番議員さん、いいですか。

●南谷議員 いいですよ。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今回、8%の減額ということで、与える影響というか、今非常に地域経済も冷え込んでいるというような状況にありますね。それが、わずかですけれども、給与、前年から見ると削減率を少なくしたということなんですけれども、町の職員、これは正規職員ですよ。このほかに、先ほどから話出ていますように、職員をどんどん減らしていますから、仕事によっては臨時職員あるいは非常勤の職員、パートの職員、そういうものでさまざまな機関にも及ぶことだと思うんですけれども、そういう形で対応していると思うんですよ。そうすると、そういう人たちの給与あるいは賃金、そういうものに対しては、この影響はどういうふうになっていくのか、説明をしていただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 定数外職員につきましては、大きく分けまして3つのパターンがあります。一つは嘱託職員、一つは非常勤職員、もう一つは臨時職員というふうな分け方をしております。臨時職員と非常勤職員については、8%カットの影響はないように、今までも、10%のときも手をつけておりませんので、臨時それから非常勤の職員についてはそのままというふうに考えております。嘱託職員については、正規の職員に準じた形で削減を考えております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 そうすると、先ほど一般会計、特別会計、企業会計含めて2億1,000万円というお話でしたよね。そうすると、これは嘱託職員の分を含めると、まだ変わっていくということですか。

（発言する者あり）

●谷口議員 そういうふうに、だって、さっきは説明していないでしょう。

（「一般会計の中に」の声あり）

●谷口議員 いや、先ほどはそういう説明をされていなかったと思うんですけれども、た

だ、額がこういう状況になって、先ほど助役もお話しされておりましたけれども、本来は100%満額出せるのが一番いいんだということですよね。そうすると、今回こういうふうに2%弱なんですけれども、前年度より削減率を少なくしたということになると、これが、私はみんなでうまく分け合うような、そんな考えは毛頭しておりませんが、地域の経済にも、これがきちんと反映されていかないと困ると思うんですよ。それが、やった結果、どうも地域に何の効果なかったなというのでは、町民は納得してくれないのではないのかなというふうに思うんですよね。ですから、できるだけ地域の消費にどう回っていくのか、そういうあたりも十分配慮された考えで進めていかなければ、やっていることの効果、行政効果というのは見えてこないのではないのかなと思うんですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） まず、前段の方で、嘱託職員の関係でございますけれども、先ほど水道それから病院の企業会計を含めて2億1,000万円という話をさせていただきましたけれども、この中には嘱託職員の人件費、これも含まさってでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2億1,000万円の、カットする、そういうことによって地域経済に与える影響は、むしろ、今、谷口議員のおっしゃることの裏側で、消費購買力というのが、役場の職員給料だけで2億円も超える分が単年度でダウンするわけにありますから、そちらの方をある程度心配しなければならないだろうというふうに考えています。

これと、それから給与の問題と、地域経済に与える影響云々ということは、給与費とは別にまた19年度の予算の中でどういう事務事業を行っていくか、あるいは、一般質問等でもいろいろ議論がありましたとおり、いろいろな建物、公共施設が老朽化に伴って維持補修等をしなければならない状況になってきているということが数々あります。それらも踏まえて、今、財源をどうやって捻出していくか。その一つの方法として、産炭地の基金の取り崩しの問題でありますとか、それから、かさ上げ補助の問題でありますとか、それらを含めて19年度の予算に反映して行って、地域の経済が冷え込むことをできるだけ少なくするような事務事業を執行してまいりたいと、そういうふうに考えております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 私、この2億1,000万円のことはわかるんですよ。これは、8%の減でこれだけの影響が出るってことなわけでしょう。ですけども、前年度はそれよりももっと、その先は10%というふうに、だんだんおとしから見れば去年、去年よりも来年というような形で来ているんですけども、それはわかるんですけども、逆に、そういうふうに刻み方が小さくなってきたことによって、それはある意味では町民にも還元しなければならないものではないのかなというふうに私は思うんですけども、そうはならないんですか。いや、いいです。

それで、私は、そういう町の方で十分考えられた、財政を生み出したことによる還元というか、それには、今、助役がおっしゃったように町民に還元して、それが目に見える形でやっていただかなければ、せっかく職員がそのように頑張っていて、それをのんでは、行政効果が出ないというのでは、私は困ると思うんですよ。その辺について、もう一度お願いいたします。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 給与費の削減によって、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、新たな、町民に還元するものが何か生まれてこないのかということだろうと思いますが、今、8%をカットしたベースは、先ほども答弁しましたけれども、これまで行ってきた町民サービスをこれからも維持存続させるためにというふうに考えております。それが、新たな町民要望におこたえするための財源にするために、この8%をカットしているというふうには今の段階では考えておりません。そういうふうには考えないでいただきたいとおります。今ある行政サービスを維持存続するために必要な収支のバランスを見たときに、この8%カットが必要であるというふうな説明をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りします。

討論ございますか。

（な し）

●議長（稲井議員） 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議案第129号について、字句の訂正の申し出が水道課長からなされておりますので、これを許したいと思います。

水道課長。

●水道課長（高根課長） 大変貴重な時間を申しわけありません。

11ページをお開き願います。

資本的収入のうち上から3行目、「5項企業債」となっておりますけれども、それを「1項企業債」に訂正していただきたいと思っております。5を1に。

大変申しわけありません。よろしく申し上げます。

- 議長（稲井議員） それでは、日程第11、議案第123号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算から議案第129号 平成18年度厚岸町水道事業会計補正予算まで、以上7件を一括議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第123号から議案第128号の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第123号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案書の1ページでございます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）でございます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,404万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ75億5,013万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算の補正であります。記載のとおり、歳入では12款20項、3ページ、4ページの歳出では11款25項にわたって、それぞれ5,404万3,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分726万2,000円の減、主に所得割の減であります。

4項1目たばこ税、1節現年課税分583万5,000円の減、これは10月末現在での実績をもとに、本年度分を推計したものでございます。

10款1項1目1節地方特例交付金1,286万1,000円の減であります。

11款1項1目1節地方交付税、普通交付税4,922万8,000円の増、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉負担金247万1,000円の増、主に厚岸保育所入所児童増によるものでございます。

2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金21万6,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

3目農林水産業費負担金、1節農業費負担金8,000円の増、14款使用料及び手数料、1

項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料6万9,000円の増、3目衛生使用料、1目保健衛生使用料2,000円の増、4目農林水産業使用料、1節農業使用料64万6,000円の減、2節林業使用料8,000円の減、5目1節商工使用料10万3,000円の増、7目教育使用料、4節保健体育使用料93万2,000円の減、2項手数料、3目衛生手数料、1節保健衛生手数料2万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、児童手当負担金4,000円の減、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金20万6,000円の増、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金40万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6目土木費国庫補助金、6節防衛施設周辺整備補助金246万2,000円の増、太田8番道路民生安定分102万3,000円の減、特定防衛施設周辺整備交付金（道路新設改良分）住の江町通り285万円の減、河川総務分633万5,000円の増で、今年度調整交付金決定に伴う調整であります。

8目教育費国庫補助金、3節中学校補助金7,000円の増、11ページをお開き願います。3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、自衛官募集事務委託金10万2,000円の増、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2節児童福祉費負担金48万8,000円の増、2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金20万6,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金329万4,000円の増、主に重度心身障害者医療費補助金233万円の増であります。

2節児童福祉費補助金13万5,000円の減、説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金387万4,000円の増、農地情報効率化対策事業費383万5,000円の増であります。

2節農業費交付金63万1,000円の増、3節林業費補助金、21世紀北の森づくり推進事業補助金438万7,000円の減であります。

5節水産業費補助金130万円の増、地域政策総合補助金交付決定による増でございます。

3項委託金、3目衛生負担金、2節環境政策費委託金4,000円の減、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金3,000円の増、2節林業費委託金2,000円の増、5目1節商工費委託金1万5,000円の増、6目土木費委託金、1節土木管理費委託金1万1,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入8万4,000円の減、19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金23万1,000円の増、20款1項1目繰越金288万3,000円の増、21款諸収入、3項貸付金元利収入、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入2万8,000円の増、4目受託事業収入、1目1節交通災害共済受託事業収入4万2,000円の増。

13ページをお開き願います。

6項3目3節雑入909万3,000円の増、主に過年度社会福祉費負担金235万5,000円、釧路産炭地域振興事業助成金575万円の増であります。

22款1項町債、1目総務債、2節減税補てん債470万円の減、3目衛生債、1節保健衛生債20万円の減、6目土木債、2節道路橋梁債60万円の増、7目1節消防債50万円の減、

9目災害復旧債、2節土木施設災害復旧債30万円の減、10目1節臨時財政対策債1,440万円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

続いて、15ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費58万1,000円の減、主に会議録調製委託料の減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費24万9,000円の増、17ページになります。主に庁舎燃料費39万5,000円の増であります。

2目簡易郵便局費1万3,000円の増、3目職員厚生費41万1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

19ページをお開き願います。

4目情報化推進費25万円の増、総合行政情報システム借上料の増であります。

5目交通安全防犯費3万3,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

6目行政管理費1,089万9,000円の増、町史編さん、筆耕翻訳料75万6,000円の増、町史編さん業務委託料1,014万3,000円の増、新厚岸町史自然・統計編、編さん完了によるものであります。

7目文書広報費1,000円の増、10目企画費15万2,000円の増、21ページをお開き願います。主にまちおこし補助金23万1,000円の増でございます。

12目車両管理費121万2,000円の増、主に公用車燃料95万4,000円の増であります。

2項徴税費、1目賦課納税費68万8,000円の増、課税状況調書等作成システム導入費であります。

6項1目監査委員費3万7,000円の減、説明欄記載のとおりであります。

23ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費445万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に福祉灯油購入助成49万1,000円の増と、25ページにわたりますが国民健康保険特別会計繰出金510万1,000円の減であります。

2目心身障害者福祉費155万3,000円の増、主に27ページ、身体障害者支援等返還金74万2,000円の増、障害者（児）日常生活用具給付費85万6,000円の増であります。

3目心身障害者特別対策費532万7,000円の増、主に重度心身障害者医療費505万円の増であります。

4目老人福祉費482万4,000円の増、説明欄記載のとおりであります。主に老人医療費84万1,000円の増、29ページになります。介護保険特別会計繰出金77万4,000円の減、介護サービス事業特別会計繰出金425万1,000円の増であります。

6目自治振興費123万4,000円の減、主に地方バス路線助成129万1,000円の減、地方バス路線維持対策補助事業確定によるものでございます。

7目社会福祉施設費40万3,000円の増、31ページをお開き願います。主に集会所燃料費26万8,000円の増であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費103万6,000円の増、説明欄記載のとおりであります。主に33ページ、尾幌へき地保育所修繕料68万9,000円の増でございます。

2目児童措置費97万円の増、3目ひとり親福祉費115万6,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目児童福祉施設費286万5,000円の増、主にこれは35ページになりますが厚岸保育所

臨時職員賃金179万6,000円の増でございます。

5目児童館運営費27万1,000円の増、37ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費15万4,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2目健康づくり費102万6,000円の増、主に老人保健、39ページになりますが、健康診査委託料151万8,000円の増でございます。

3目墓地火葬場費38万円の増、説明欄記載のとおりでございます。

41ページ、4目水道費101万7,000円の増、簡易水道事業特別会計繰出金の増でございます。

2項環境政策費、1項環境対策費8万6,000円の減、2目水鳥観察館運営費11万5,000円の減、43ページをお開き願います。3目廃棄物対策費3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目ごみ処理費159万6,000円の増、ごみ収集・ごみ処理場運転業務委託料92万9,000円の増、ごみ処理場修繕料62万8,000円の増であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費340万4,000円の増、主に農地情報等システム導入委託料387万5,000円の増でございます。

45ページをお開き願います。

5目農地費59万6,000円の減、6目牧野管理費4万2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

8目農業水道費218万7,000円の減、主に47ページ、受水費179万5,000円の減であります。

2項林業費、1目林業総務費1万1,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

49ページをお開き願います。

2目林業振興費570万1,000円の減、主に民有林振興対策事業682万1,000円の減、ホマカイ川流域水源涵養林用地等購入112万円の増であります。

4目林業施設費4万4,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

5目特用林産振興費391万7,000円の増、主に施設燃料費196万3,000円の増、51ページになりますが、10月7日から8日にかけて低気圧被害によりますビニールハウス復旧資材購入186万8,000円の増でございます。

3項水産業費、5目養殖事業費168万4,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6款1項商工費、1目商工総務費1万2,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

2目商工振興費93万8,000円の増、主に53ページになりますが、中小企業特別融資保証料93万6,000円の増でございます。

3目食文化振興費83万2,000円の増、主に味覚ターミナル真空ヒーターマイコンほか修繕料79万5,000円の増でございます。

4目観光振興費5,000円の減、55ページをお開き願います。5目観光施設費33万8,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

7款土木費、1項土木管理費、4目地籍調査費3万2,000円の増、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費13万4,000円の減、松葉町横7の通り350万円、57ページになりますが、松葉町横8の通り327万円を減額し、松葉町横7の通りほか7路線の舗装事業費に663

万6,000円を振りかえるものでございます。

2目道路新設改良費540万9,000円の減、住の江町通り整備事業300万円減のほか、説明欄記載のとおりであります。

59ページになります。

3目除雪対策費2,945万円の増、今後におけます除雪経費の増で、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3項河川費、1目河川総務費500万2,000円の増、説明欄記載のとおりであります。主に特定防衛施設調整交付金による汐見川改修事業617万円の増であります。

61ページになります。

4項都市計画費、3目下水道費687万5,000円の増、下水道事業特別会計繰出金の増であります。

6項住宅費、1目建築総務費10万円の増、2目住宅管理費8万2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

63ページになります。

8款1項消防費、1目常備消防費384万9,000円の減、主に厚岸消防署給与費及び消防施設費、小型動力ポンプ付き積載車消火栓設置工事費の減によるものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費5万6,000円の減、3目教育振興費6万8,000円の増、4目教員住宅費42万7,000円の増、65ページになります。6目スクールバス管理費7万4,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項小学校費、1目学校運営費390万円の増、71ページまでにまたがりませんが、各説明欄記載のとおりでございます。主に各学校燃料費の増及び真龍小学校新校舎光熱水費の増であります。

71ページがそのままで、2目学校管理費86万2,000円の増、73ページになります。3目教育振興費42万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項中学校費、1目学校運営費206万7,000円の増、77ページまでにわたり、各説明欄記載のとおりでございますが、主に真龍中学校燃料費の増であります。

2目学校管理費88万円の増、主に真龍中学校トイレ修繕料95万3,000円の増でございます。

79ページになります。

3目教育振興費15万5,000円の増、81ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費1万9,000円の減、5目博物館運営費38万2,000円の増、6目情報館運営費74万6,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に施設燃料費の増であります。

83ページ、6項保健体育費、2目社会体育費95万8,000円の増、主にスポーツ振興助成94万7,000円の増であります。

3目温水プール運営費186万5,000円の増、85ページになりますが、主に燃料費118万2,000円の増でございます。

4目学校給食費218万5,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に燃料費、重油代78万6,000円の増、施設及び備品の修繕料84万6,000円の増であります。

10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費29万4,000円の減、88ページ、説明欄記載のとおりでございます。

12款1項1目給与費2,420万8,000円の減、これは95ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に職員退職による給与費の減であります。

なお、これらの内訳につきましては、97ページ以降に給与費明細書を添付してございます。ご参照いただきたいと思います。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

恐れ入ります。1ページをお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

5ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更であります。

臨時地方道整備事業130万円の増、辺地対策事業30万円の減、過疎対策事業120万円の減、北海道市町村振興基金10万円の減、地域再生事業10万円の減、災害復旧事業30万円の減、減税補てん債470万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6ページをごらんいただきたいと思います。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄でございますが、17年度末現在高116億8,041万9,000円、今回540万円減額し、年度内発行額で15億390万円となり、18年度見込額は121億1,163万8,000円となるものでございます。

以上で、議案第123号の説明を終了させていただきます。

次に、議案第124号の説明に移らせていただきます。

議案第124号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）でございます。

平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ475万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,710万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ475万円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

2款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金31万5,000円の増、インフルエンザ予防接種負担金であります。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金510万1,000円の減であります。

10款諸収入、2項5目1節雑入3万6,000円の増、公用車廃車によります自動車損害保

険料及び自動車重量税の還付金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費563万6,000円の減、説明欄記載のとおりであります。主に人事異動等に伴う職員人件費557万9,000円の減であります。

なお、職員人件費の内訳は10ページ以降の給与費明細書をご参照願いたいと思います。

3 項1 目運営協議会費6万1,000円の増であります。

8 ページをお開き願います。

6 款1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費82万6,000円の増、予防接種委託料の増でございます。

以上をもちまして、議案第124号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第125号であります。

議案第125号 平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,756万2,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1 表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では3 款3 項、歳出では2 款2 項にわたり、それぞれ71万1,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目1 節水道費分担金7,000円の減、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、1 節計量使用料29万9,000円の減であります。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金101万7,000円の増であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1万1,000円の増で、職員人件費2万3,000円の増、旅費1万2,000円の減であります。なお、職員人件費の内容につきましては、10ページ以降の給与費明細書を御参照願いたいと思います。

2 款水道費、1 項1 目水道事業費70万円の増、主に受水費118万1,000円の増、水質検査委託料2万1,000円の減、8 ページになります。検満及び新設メーター取付事業40万8,000円の減であります。

以上をもちまして、議案第125号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第126号であります。

議案第126号 平成18年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成18年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,482万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では5款5項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ1,546万1,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料145万4,000円の増であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金410万円の増であります。補助交付決定に伴う増でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金687万5,000円の増であります。

6款諸収入、2項1目1節雑入126万8,000円の減であります。消費税及び地方消費税還付金の減であります。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債430万円の増であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

7ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費1万9,000円の減で、説明欄記載のとおりでございます。

2目管渠管理費35万2,000円の増、中継ポンプ場等の電気料の増でございます。

3目処理場管理費6万9,000円の減、管理経費の減であります。

4目普及促進費93万9,000円の増、主に水洗化等改造工事補助98万4,000円の増でございます。

9ページになります。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業1,527万9,000円の増、主に生活排水処理基本計画策定委託料580万円の増であります。

なお、職員人件費及び事業費支弁人件費の内訳は、15ページ以降の給与費明細書をご参照願いたいと思います。

11ページになります。

3款1項公債費、1目元金、財源内訳補正でございます。

2目利子102万1,000円の減、17年度下水道事業債借入確定による減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページをお開き願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3 ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更であります。

起債の目的、公共下水道事業430万円の増で7億2,150万円とするものであります。起債の利率、償還の方法については変更ありません。地方債に関する調書補正であります。一番下の合計欄をごらんいただきたいと思えます。17年度末現在高36億1,032万3,000円、今回430万円の増、年度内発行額8億2,410万円となり、18年度末現在高見込みは42億4,241万3,000円となるものであります。

●議長（稲井議員） 課長、今、時間延長をしたいと思います。

ここで会議時間の延長を行います。

補正予算審査特別委員会の設置まで本日の会議時間を延長いたします。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 以上をもちまして、議案第126号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第127号であります。

議案第127号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）でございます。

議案書の1ページでございます。

平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,570万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では6款8項にわたり、それぞれ90万4,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

5款道支出金、2項道補助金、2目1節介護給付費補助金13万円の減、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金77万4,000円の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費75万8,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり職員人件費の増であります。内訳は14ページ以降に給与費明細書を添付してご

ございますので、ご参照願います。

3 項 1 目介護認定審査会費14万2,000円の増、説明欄記載のとおりでございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費1,323万7,000円の増、給付実績等により調整したものでございます。

2 目施設介護サービス給付費1,480万6,000円の減、給付実績等調整によるものでございます。

8 ページ、3 目居宅介護福祉用具購入費20万6,000円の減、4 目居宅介護住宅改修費21万4,000円の増、5 目居宅介護サービス計画費305万5,000円の増、ケアプラン作成件数等調整によるものでございます。

6 目審査支払手数料2万7,000円の減、3 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費164万3,000円の減、給付実績等調整によるものでございます。

3 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出費4万円の減、10ページになります。4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費174万1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に職員人件費でありまして、詳細につきましては14ページ以降の給与費明細書をご参照願いたいと思います。

2 目任意事業費11万3,000円の増、12ページになります。5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金費3万4,000円の増、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第1号被保険者介護保険料還付金6,000円の増であります。

以上をもちまして、議案第127号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第128号の説明に移らせていただきます。

議案第128号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

議案書1 ページでございます。

平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,895万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では4款5項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ731万8,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、2 節訪問入浴介護費収入206万5,000円の増で、利用者増によるものでございます。

3 項 1 目 1 節自己負担金収入19万円の増で、利用者増によるものでございます。

7 款 1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金、2 節施設サービス事業費寄附金48万円の増、花まつり実行委員会様ほか2 団体 3 名様からの寄附でございます。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金425万1,000円の増であります。

9 款諸収入、1 項 1 目雑入33万2,000円の増、主に生きがい活動支援通所事業21万9,000円の増であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費648万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主にデイサービスセンター職員人件費で、人事異動等に伴う調整であります。

8 ページでございます。

3 目訪問入浴介護サービス事業費25万4,000円の増、4 目短期入所生活介護サービス事業費3万1,000円の増、10ページになります。7 目包括的支援事業費214万9,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に職員人件費でありまして、人事異動等に伴う調整でございます。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費269万9,000円の増、12ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。主に職員人件費でありまして、人事異動等に伴う調整であります。

なお、各項各目における職員人件費の内訳につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第123号から128号の説明を終わらせていただきます。

大変早口、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第129号 平成18年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）の内容についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 2 条、業務の予定量の補正でございます。

年間総配水量につきましては、4 万26立方メートルの減で、147万807立方メートルとするものでございます。

一日平均給水量につきましては、109立方メートルの減で、4,030立方メートルとするものでございます。

主な建設改良事業ですが、配水管布設替等事業として877万8,000円を減額し、3,876万6,000円とするものでございます。

浄水施設等整備事業として473万6,000円を増額し、3,821万円とするものでございます。

機器等更新事業として80万9,000円を減額し、787万5,000円とするものでございます。

メーター施設事業として32万1,000円を増額し、2,265万3,000円とするものでございます。

第 3 条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1 款水道事業収益、1 項営業収益では85万1,000円を増額し、2 億5,113万5,000円とするものでございます。

2 項営業外収益では、75万4,000円を増額し、76万4,000円とするものでございます。

支出では、1 款水道事業費用、1 項営業費用では、136万5,000円を減額し、1 億9,739万8,000円とするものでございます。

2 項営業外費用では、52万3,000円を増額し、4,564万9,000円とするものでございます。

予算第3条の収入及び支出につきましては、9 ページの補正予算説明書により説明いたします。

9 ページをお開き願います。

収益的収入でございますが、1 款 1 項 1 目給水収益では、85万1,000円の増で、水産加工場などの工業用の使用水量の増加に伴い、増額補正をするものでございます。

2 項 2 目受取利息及び配当金では、16万9,000円の増で、預金利息及び貸付金利息の増額でございます。

3 目雑収益では、58万5,000円の増で、配水管破損補償費とその他雑収益でありまして、水道管破損事故及び漏水事故の発生により増額補正をするものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、収益的支出でございますが、原水及び浄水費では、5,000円の増ですが、主なものとして、水質検査委託等の委託料や浄水場などの水道施設の電気料などの動力費の事業費確定による減のほか、取水ポンプ場のポンプ修理にかかわる修繕費の増による増額補正でございます。

2 目配水及び給水費では、45万1,000円の増ですが、17 節委託料では、各戸給水管の漏水箇所がふえていることから、今後の漏水箇所の特定の調査委託料を見込み、23万円を増額するものでございます。

19 節修繕費では、今後の配水管の個別漏水修理のほか、凍上によりメーターボックスが上がり、その引き下げの箇所の発生がふえておりまして、その修理に要する費用として22万6,000円を増額とするものでございます。

4 目総係費では、182万1,000円の減ですが、主なものとして、2 節給料から4 節法定福利費まで、企業職員5名の人件費でございまして、このうち1名の人事異動に伴う会計間の異動により174万2,000円の減となっております。

17 節委託料では、主なものとして、検針収納事務委託料について、実績及び今後の見込みとしまして3万円の減であります。

18 節賃借料では、複写機の借り上げで、事業費確定による2万2,000円の減額補正であります。

19 節修繕費では、公用車車検・修理による減及び検針の際、数量を計量しておりますハンディーターミナルの修理に要する費用を見込み、2万4,000円の減であります。

2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費では、3万9,000円を増額ですが、企業債の利率の確定及び償還期間の変更による増額補正でございます。

3 目消費税及び地方消費税では、48万4,000円の増ですが、給水収益の増に伴う納付税額の増額補正でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入、1項企業債では、890万円を減額し、6,790万円とするものでございます。

5項工事負担金では、8万6,000円を減額し、369万5,000円とするものでございます。

6項補償金では、435万4,000円を増額し、1,362万8,000円とするものでございます。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費では、453万円を減額し、1億800万9,000円とするものでございます。

予算第4条の収入及び支出につきましては、11ページの補正予算説明書により説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款1項1目企業債では、890万円の減ですが、説明欄記載のとおり、事業費確定によります減額補正でございます。

5項1目工事負担金では8万6,000円の減ですが、説明欄記載のとおりでございます。

6項1目補償金では、435万4,000円の増で、下水道工事に伴い水道管が必要となったことにより、補償金の増額補正でございます。

12ページをお開き願います。

次に、資本的支出でございます。

1款1項1目建設改良費では、485万1,000円の減ですが、説明欄記載のとおり、入札執行による事業費確定による減額補正であります。

3目メーター設備費では、32万1,000円の増で、主なものとして、湖南、湖北地区での検満メーター取替工事の完了によるメーター個数の減と、新設に係るメーター数の実績及び今後の見込み、当初47個から56個となり、7個増となったことによる増額補正でございます。

1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,551万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,636万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額514万4,000円で補てんするものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正でございます。配水管布設替等事業費としまして890万円を減額し、6,790万円とする内容でございます。

なお、起債の方法、利率、償還については、変更はございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。職員給与費で174万2,000円を減額し、3,781万6,000円とするものでございます。

以上が、補助金18年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、6ページから8ページが給与費明細書、13ページから14ページが貸借対照表でございますが、説明を省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明ですが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） ただいま提案説明がありました7件の審査方法についてお諮りいたします。

7件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本7件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後5時12分休憩

午後5時14分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開します。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時14分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年12月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員